

# 平成29年第2回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成29年6月28日（水曜日）

## ◎出席議員（13名）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 熊澤芳潔君  | 2番 榊原深雪君  |
| 3番 多治見亮一君 | 4番 木村明雄君  |
| 5番 川上初太郎君 | 6番 前田秀夫君  |
| 7番 田利正文君  | 8番 高道洋子君  |
| 9番 高橋健一君  | 10番 星孝道君  |
| 11番 高橋秀樹君 | 12番 井脇昌美君 |
| 13番 吉田敏男君 |           |

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

|             |        |
|-------------|--------|
| 足寄町長        | 安久津勝彦君 |
| 足寄町教育委員会教育長 | 藤代和昭君  |
| 足寄町農業委員会会長  | 齋藤陽敬君  |
| 足寄町代表監査委員   | 川村浩昭君  |

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

|             |        |
|-------------|--------|
| 副町長         | 渡辺俊一君  |
| 総務課長        | 大野雅司君  |
| 福祉課長        | 丸山晃徳君  |
| 住民課長        | 松野孝君   |
| 経済課長        | 村田善映君  |
| 建設課長        | 増田徹君   |
| 国民健康保険病院事務長 | 川島英明君  |
| 会計管理者       | 佐々木雅宏君 |
| 消防課長        | 大竹口孝幸君 |

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

|      |      |
|------|------|
| 教育次長 | 沼田聡君 |
|------|------|

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

|           |       |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 上田利浩君 |
|-----------|-------|

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

|        |       |
|--------|-------|
| 事務局長   | 櫻井保志君 |
| 事務局次長  | 横田晋一君 |
| 総務担当主査 | 西岡潤君  |

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 4 2＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 6月23日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、6月28日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番高橋健一君。

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項は二つ。

一つ目は地方公務員の倫理規程について、二つ目は外国人による土地取得についてであります。

まず最初の一項目、地方公務員の倫理規程についてから始めたいと思います。

（1）昨今、公務員による不祥事が後を絶たず、公務への信頼が低下しています。

隣町、本別町では、町職員がかかわる贈収賄事件が発生して、行政の屋台骨を揺るがす大問題となっています。

足寄町では、このような事態を未然に防ぐ対策の一つとして、足寄町独自の倫理規程を設けていると思いますが、その内容をかいつまんで説明していただきたい。

（2）日ごろ、職務に追われ多忙な生活を強いられている町職員の方々にとって、じっくりと倫理規程について考える余裕がないかもしれません、人のふり見て私がふり直せ。この機会に公務員としてしてはいけないことをしっかり認識して、公明正大な気持ちで町民のために力を尽くしていただきたいと思えます。町長の意見をお伺いしたい。

（3）贈収賄事件で問題になるのは、公務員と業者の癒着です。利害関係が生じる業者とは、なあな関係、ずぶずぶの関係に陥らないように気をつけなければなりません。ただ、規制、規制でがんじがらめになって、職務に対するモチベーションが下がってはいけません。そこで何か妙案があるか、伺いたい。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋健一議員の地方公務員の倫理規程についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の足寄町の倫理規程につきましては、一般職の職員が職務を遂行するに当たって遵守しなければならない倫理の保持に関して、必要な事項を定めることにより、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する町民の信頼を確保することを目的として、平成14年4月施行で制定をいたしております。

その内容につきましては、倫理行動基準として五つの基準を定めて、さきの目的を達成しようとするもので、行動基準の一つ目としては、職員は町民全体の奉仕者であり、町民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚をし、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ有利な取り扱いをする等、町民に対して不当な差別的取り扱いをし

てはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

二つ目として、職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位をみずからやみずからの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

三つ目として、職員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の町民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

四つ目として、職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

五つ目として、職員は、勤務時間外においても、みずからの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

これら五つの行動基準を定めるとともに、職務上の利害関係者との間での金銭等の贈与、飲食のもてなしなどの禁止行為を定めております。

2点目の私の意見であります。隣町のみならず道内各地で不祥事が頻発していることを受け、行政事務推進会議において、職員の状況把握、さらには未然に防ぐための相談体制について、各課長に指示をしたところであります。

職員が町民の信頼を確保するためには、職務の執行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くことのないよう行動しなければならないと考えております。

3点目の規制による職員のモチベーション低下の防止でございますが、倫理規程は利害関係者との間でのいろいろな行為を制限しておりますが、一律禁止ではなく例外規程を定めており、町民の疑惑を招かない行為は行えることとなっておりますので、倫理規程により職員のモチベーションが低下することはないと考えております。

以上、地方公務員の倫理規程についての一

般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番高橋健一君。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

本別町の前職員が職務上知り得た山林の固定資産税に関する情報を漏らし、その見返りに知人から現金六百数十万円を受け取った加重収賄の疑いで逮捕されました。本別町役場に激震が走り、議会では本別高橋町長の責任を問う声が上がりました。

同じような事件で紋別市、本別町と紋別市で紛らわしいのですが、私最初一つだと思ったのですけれども、紋別市で起こり、エゾシカ捕獲用わなの購入契約をめぐる汚職事件で、こちらにも加重収賄罪で市職員が逮捕されました。

法律用語というのは本当に難しくして、これ、加重収賄罪初めて聞きました。普通の収賄罪はただ頼むよと言われて、いつもお世話になってますよということで、賄賂をいただくのですけれども、加重というのは何か、頼むよと言われて実行してしまったと。そういうことで普通の収賄罪よりも重いと記載されてます。よくわからないですから、また勉強させてください。さらに、受託収賄とかいろいろありますよね。収賄罪でもいろいろあるので、どうぞ役場の方、教えてください。

それはこっちに置いておいて、こんなことがあって、私も一般質問したのですけれども、実は恥ずかしながら、こういう事件がなければ倫理規程の存在すら私わからなかったとか、何か情けないのですけれども、今回初めてじっくりと、この足寄町職員倫理規程というのを読ませていただきました。持っています。

ところで、この倫理規程、足寄町の町職員全員にしっかりと周知されているのか。そして全員がしっかりと内容を理解されているのか、総務課長、お尋ねしたいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

倫理規程に関する説明会等は当然、特に行っておりませんが、職員になったからには、倫理規程のほかにも職員の服務規程、倫理に関する条例、それに基づく今回の倫理規程ということで、三つほど倫理に関するものはございますけれども、それらは当然職員が周知しているものと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 役場は優秀な人ばかりですので、そういうことは心配ないと思うのですけれども、私はもう本当に初めて読ませていただきました、勉強不足で本当に申しわけありません。

ここに倫理規程があるのですけれども、なかなか難しい、漢字が多いのですよね。非常に何か難しい。ちょっと内容にちょっと触れさせていただきますけれども、第4条ですか、（6）利害関係者から供応接待を受けること、禁止事項ですけれども、利害関係者とともに飲食をすること。利害関係者とともに遊技またはゴルフをすること。これ遊技というのは何でしょうかね、マージャンとかスマートボールとかそんなのでしょうかね、よくわかりませんけれども。9番、利害関係者とともに旅行をすること。これが倫理規程違反ということになりますけれども、これは割り勘でもだめだということなのですかね。そしてこの利害関係者というのは、なかなか難しく、第3条に定義されているのですけれども、ちょっと定義がちょっと難しい。例えば、利害関係者ですから、例えば建設課長さんと建設業の社長さんのそういう関係ということになりますかね。または、補助金が絡んでいるとか、そういう部署ということになるのでしょうか。

部署が変われば、これはこの規程から外れるのでしょうか。そういうことも少し、総務課長、お伺いしたいのですが。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○町長（大野雅司君） お答えいたします。

利害関係者との供応接待を受けること、飲食をすること、遊技、ゴルフ、旅行等でございますけれども、いずれも第5条に禁止行為の例外というのがございまして、町民の疑惑を招かない範囲であればいいですよということでございます。

町民の疑惑を招かないということは、例えばゴルフとしますと、ゴルフは通常4人から3人ぐらいで行われるようです、行われますけれども、利害関係者の中に職員一人が入ってゴルフをやってしまったら、これは疑惑を招く行為と考えられます。友人同士4人でやる中に、たまたま古くから友人の利害関係者がいたということで、ほかの二人は利害関係のない友人同士であったと、そのような場合は、容認される例外行為ということで、禁止にならないと。飲食の場合も同じでございます。衆人、一般の方の目に触れるところで複数の中に、友人関係の中に、お一人の利害関係者がいて職員がいたと、それ以外の利害関係者以外の方も同席していたと、そして割り勘で飲食をしたと、この場合は町民の疑惑を招かないということで、禁止規程の例外ですよと、禁止規程には当たりませんということで、これを密室一対一で飲んでしまうと、その出入りを見た町民の方ですとか、の目に触れることとなりますと疑惑を招くこととなりますので、これはいけません。そして、お金を出していただいた、これはもう最初からだめというような形で、そういうようなことで、町民の疑惑を招かないよということで、密室であったり、一対一であったり、古くから友人の場合はオーケーです。例えば自治会の会合で、役員さん5人で何かで飲み会があったけれども、たまたまその中に利害関係者がいたと、それを割り勘で飲食したと、そのような場合は、この倫理規程に触れるものではございません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） なかなかこれすみ分けってというのは難しいですよ、やっぱりね。具体的にどこまでが倫理規程違反なのか、どこまでがバツなのかマルなのかというのは非常に難しい問題になるなと思うのですが、直接わかるのはやっぱり許認可にかかわっているとか、補助金交付にかかわっているとか、そういう部分では全くだめかもしれませんが、例えば増田課長が建設業者から100万円もらったとか、カルティエの腕時計もらった、これは絶対だめですよ。これもう犯罪行為だと思うのですけれども。しかし、たまたま情報交換で昼間ばったり会って、ちょっと飯おごってもらったとか、だけれどもそれも古くからの友人関係にあるとか、親戚ぐるみでつき合っている、そういうことは、ではそういう場合は許されるということで、そういう認識で結構なのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

今のような場合は、一対一でありますし、金銭の負担をしていただいたということになりますので、街でばったり会って、いや、久しぶりだなと言って昼飯を食べて、おごってもらったと、それが利害関係者であった、職務上の、それはだめでございます。一対一でおごっていただきますので。

なお、いろいろとすみ分けが難しいというお話ございましたが、禁止行為例外の第5条第2項には、そのすみ分けが難しいという部分もありまして、判断に迷った場合は、町長に相談をして、指示を仰ぐという規程までございます。

なお、これらは当時国に起きまして官官接待等がいろいろと問題になりまして、それで平成10年ぐらいに国においてつくられた経過がございます。その後、各、北海道ですとか市町村でつくり出して、十勝管内では四つか五つぐらいの町村しかつくっておりませんが、大体似たような感じのつくりになってお

ります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） それでは、町長の判断をお聞きしますけれども、例えば増田課長さんが福祉課長さんになられたと。そうすると、一緒にゴルフをしてもいいということなのではないのでしょうか。それは倫理規程違反にはならないということなのではないのでしょうか。部署が変わってしまうと、利害関係者ではなくなるということなのではないのでしょうか。その辺をお伺いしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほど高橋議員も言われたとおり、どこで線を引くかというのはきわめて難しいところであります。

今単刀直入の御質問については、それは倫理規程上は問題ないだろうというふうには思いますけれども、ただ、ただやっぱり一部です、一部建設課長をやっていた、で、福祉課長に変わった、で、そこでいいのかとなると、これはやっぱり一対一ということになれば、やっぱり場合によっては疑惑を招くこともあるかもしれないので、明快にそれは倫理規程に違反にはなりませんけれども、でも私の立場からいきますと、できるだけ一対一ということは避けなさいよ。先ほど総務課長もお答えしたとおり、それが当然ゴルフであれば複数であるわけですから、それは大部分は問題ないだろうなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） なかなか難しいところなのではないでしょうか。この倫理規程違反に対する罰則規程というものはあるのですか。総務課長。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

明確な罰則規程はございませんが、当然規程違反ということで、懲戒の対象であったり

厳重注意等の措置の対象となります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） やはり、町民の誤解がないようにということが、やっぱり一番大切だということになるわけですよね。

ちょっとこの前、ちょっと消防課長さんにお伺いしたいのですけれども、この前新聞にこういう記事がありました。

消防団員が消防車で飲食店へというのがありました。これは、二つ両論ありまして、例えば足寄町なら消防演習の帰りに、おなかすいたからちょっとみんなで上利別帰る前にちょっとラーメンでも食べていこうやと。それでほんと駐車場に消防車だと乗りつけてしまったと。それを見ていた人が、ちょっとまずいんでないかいというのと、いや、何言ってるんだ、いいじゃないか、それぐらい、おなかすいているんだし、一生懸命頑張っている消防団員なので、いいんじゃないかという、これ両論あると思うのですよね。課長の判断は。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、消防課長。

○消防課長（大竹口孝幸君） 議員の質問にお答えいたします。

今公務員並びに消防に対してかなり厳しい目で住民から見られております。誤解を招く声がある以上、配慮が必要だったのではないかなと私は思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一） ありがとうございます。

でも、私いい加減な人間なのかな、俺、これぐらいならマルじゃないかと思って新聞記事読んでいたのですけれどもね。ここまで規制してしまうと、消防団員のなり手なくなるのでないかと思うのですよね。いつも、課長さんびくびくされてるなど、これぐらいいいじゃないかというような気持ちも必要なのか、よくわからないのですけれども、あんま

り余計なこと言わないほうがいいかもしれないですけども。

最後になりますけれども、余り規制、規制で公務員縛るというのはいかがなものかと思うのですよね。モチベーション下がってしまし、何か萎縮してしまうのではないかと。だから、私が言えることはとにかく熟思して、やっぱり倫理規程をしっかりと隅の隅まで理解して、それからどどん枠を超えていただきたいと。私ちょっと影響受けた本がありまして、「県庁そろそろクビですか？」って、はみ出し公務員のお話なのですけれども。はみ出しなさいと、公務員。上司の顔色ばかりうかがったら何もできないよと。はみ出すことによって新しいものが見えてくるし、県民のためにも町民のためにも、役に立つ発想が生まれてくるのではないかという本で、すごく感動してしまったものですから、ちょっと今回はちょっと矛盾するような一般質問になったかなと、ちょっと思ったのですけれども、やはりあくまでも熟思して、モチベーション下げないように、一生懸命頑張っていたきたい。ある意味、役場というのは頭脳の明晰な方々がいっぱい集まっている、そういう集合体なのですから。これからの足寄町ぐいぐい引っ張っていただきたいので、そういうことを期待したいと思っておりますけれども、最後、町長、一言よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

先ほど、総務課長からも答弁した中にもありましたけれども、やっぱりいつとき官官接待ということで、国それから北海道含めて、いろいろ世論もあって、大変な問題になって、それで、原則倫理規程含めてだめよという。これがいつときやっぱり余りにもそれを受ける職員の側も、もう一切だめみたいな感じになって、これは経済的にも相当いろいろな問題が生じたというのも、これ実態としてあるわけでありまして。私は、御案内のとおり

り、平成15年の5月に首長に就任したわけでありすけれども、そのときにも町内の飲食店の経営者の方から、余りにもあれなので少しあれしてくれないと、我々の商売に影響するという、こんなお話も実際に聞いたわけでありす。ですから、議員仰せのとおり、余りにも過剰に意識し過ぎますと、やっぱりまさに職員が萎縮するということにもつながるでしょうし、もっと言えば、当然公務勤務時間中は一生懸命働いてもらわなければいけませんけれども、やっぱり職務を遂行するに当たっていろいろな情報も収集しなければいけないということありますから、ですから、先ほど来、総務課長がお答えしているとおおり、一対一のそういうところというのはちょっとこれはだめだよということになりますけれども、やっぱりいろいろな集まりの中では、これは逆に言えば職員にも積極的にいろいろな場面に参加をしるということで、意見を交わせということも、こういうことも私も指示もしておりますから、やはりこれも議員仰せのとおり、余りにもがんじがらめに、これはもう職員一人一人の意識もあるというふうに思いますけれども、そこは余りぎゅっとなってやってしまうというところにも弊害も出てくるということだというふうに思っていますので、これは適正な倫理規程に基づく、やっぱり超えてはならない線というのはもうありますから、そこはしっかり意識をさせていただいて、そしてやっぱり思い切って活動すべきところは活動してもらおうというようなことで、職員に頑張ってもらいたいと、こんなふうに考えているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ぜひこれからも、職員の皆様方と議論を重ねて、何かいい方法を見つけていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に移りたいと思っております。

2番目は、外国人による土地取得につい

て。

5月5日の十勝毎日新聞の、「森林の海外資本取得、足寄で3ヘクタール」の見出し記事の中に、十勝では足寄町内の私有林3ヘクタールを中国所在の個人が居住目的で取得したの記載がありましたが、より詳細な情報提供をお願いしたい。

(2) 私は決して排他主義的な考えにくみするものではありませんが、ある週刊誌の記事、「中国が日本の土地を買い占めている。地元住民との訴訟トラブルも頻発」と読むと、不安な気持ちが駆り立てられます。えたいの知れない外国人による足寄町内の土地取得を条例などで規制することはできないか、お伺いをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 次に、外国人による土地取得についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の、中国所在の個人による町内私有林の土地の取得状況の詳細に係る質問でございますが、マスコミ報道によりますとおおり、平成28年に茂喜登牛地区の山林4筆、約3.2ヘクタールが中国国籍の個人の方が居住を目的として取得されております。土地取引にかかわる主な法律としましては、国土利用計画法や森林法による届け出義務が課されておりますが、いずれも取引後の事後届け出制となっております。

今回の土地売買におきましては、国土利用計画法に基づく届け出が町にされ、町を經由して北海道に届け出をしております。

届け出を受理した町は、「土地利用計画への適合性」「公共・公益的施設の整備予定」「周辺の自然環境の保全」などにおいて、問題がある場合には、町の意見を付して北海道に届け出することとなりますが、今回の土地取引におきましては、特に意見を付さず、北海道に届け出をしております、北海道におきましても審査の結果、利用目的の変更などの勧告はされていないところでございます。



2点目の外国人による土地取得を条例などで規制することについての質問でございますが、議員仰せの海外資本等の土地取得の規制につきましては、国において検討されているとの話も聞いているところでありますが、現在の日本の法律において、規制措置は講ぜられておらず、本町の独自の条例による規制措置は困難でありますので、御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

以上で、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 9番、再質問、お願います。

○9番（高橋健一君） この5月5日の十勝毎日新聞の記事を見まして、私びっくりしまして、十勝新聞社のほうに問い合わせをしました。これ、フェイクニュースじゃないかって、失礼なことを言ってしまったのですけれども。そうしたら、十勝新聞社の方が、そんなことはないよと。北海道道庁のホームページ開いてごらんください。そしてその中で、海外資本等による森林取引状況についてを検索してください。私、そのとおりにしましたら、出てきました。平成28年1月から12月までの取引30件、合計で、北海道だけです、もちろん、509ヘクタールです。法人が13件186ヘクタール、個人が12件16ヘクタール、外資系5件で307ヘクタール。法人と外資系、何が違うのかということ、法人は完全に外国の企業ということになります。で、外資系というのは、会社が、外人さんが所有している会社だけれども、例えば日本に会社があるとか、子会社があるとかいう、そういう分け方をしているようなのですけれども、これ興味深いというか、驚いたのは、この取引者の住所地なのです。これびっくりしますけれども、これ、英領バージン諸島、英領バージン諸島、英領バージン諸島、シンガポール、シンガポール、シンガポール、香港、香港、香港、香港、セーシェル、何だこれは。これいつとき、問題になった、あの租税回避地のタックスヘイブンじゃ

ないかと。怪しい金、お金、資金、北海道にどんどん流れてきているのではないかと。その中で、ひとつ十勝で足寄町だけです。しかし、過去においては、3ヘクタールの土地所有、個人ですけれども、十勝でもありますよね、これ。清水町ですね。清水町が3ヘクタール、個人で取得されています。根室では標津町がありますね、弟子屈もありますね。だけれども、大方は倶知安、ニセコになってます。これは怪しい資金がどんどん、どんどん流れてくる、何か俺心配なのですよね。これ、いろいろ報道、まさか足寄までこういう災いが、災いかどうかわからないですけれども、ちょっと偏見があるかもしれないですけれども、こういうものが足寄に降りかかるとは全く思ってませんでしたのでびっくりしました。

やはりこの山林買収というのは、水源地の利権獲得のための買収活動ではないかと、私は思うのですけれども、町長はどう思いますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

外国資本による国内の山林等々を含めて、この買収の関係、これ実はもう数年も前からこの動きが表面化して、私実はこのことは会議の中でそんなこともちょっと、当時の王子製紙の北海道支店長からこんな本読んでおもしろかったという話聞いたものですから、実は私もその本を持っているわけでありましてけれども、たしか九大の先生がその警鐘を鳴らす意味で書いた本であります。これはその当時は議員仰せのとおり、やはり水源を狙ったのあれでないかという、そういう見方が随分多かったです。ここ最近では道内でも赤井川村あるいはニセコ周辺等々も相当の面積買収になっているのですが、必ずしも水源だけでは限らないなという、そんな状況になってます。北海道としても、この水源、これは大変重要なところでありまして、北海道では平成24年の10月に、北海道水源保全に関

する条例というのも実は北海道独自で制定もしております。ただこれもあくまでも事前の届け出制ですよという、こういう中身であります。

この条例というのは、要はそれぞれの、足寄町も該当するわけでありましてけれども、その水源の保全のために特に必要と思われる土地、まあ、山林ですよ。これについては、市町村長の提案に基づいて知事が水保全地域として指定した、指定をするという、そういう土地の取引については、一定の規制もかけるだとか、そういう中身なのです。ただ、そのときに私どもの町の対応としては、実はこれ出してません。なぜ出してないかといいますと、私どもの町で水源として利用している山林については、一部、一部民有林には所属してはいますが、ただその民有林も王子製紙さんという大きな企業、それからあと国有林、それから九大演習林、それから町有林の中だというようなことで、特に外国資本によって、その土地が買われるという可能性は極めて少ないだろうということで、北海道に対して、その報告といいますか、提案はしていないということでございます。

もうちょっと今回の事例、ちょっと私も実はこの事実知ったのは、実は林野庁行ったときに、足寄町実とはということで、帰ってきて直ちに調査をさせたところ、土地所有者から、実は帯広の方に、帯広の方が取得しているのですよ。で、帯広の方から今度東京の方に移転されているのですよ。で、この東京の方から中国籍の、これ企業でないですね、登記簿上で見る限りは、中国籍の個人の方に所有権移転がされているということがわかったということでございます。なお、この取引に関しては、十勝管内の不動産業者のあっせんによるということでの事後届け出がなされているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） そういうふうに次々転売しているということから見ても、やっぱ

り怪しいなど、そういう気持ちがあります。ふえてきていますけれども、日本の山林というのは、国土面積の6割以上を占め、日本人にとっては心のふるさとであり、水源地の守り神であります。こんな大切な山林が、日本では余りにも安価な値段で売買されているのではないかと。そして、山林の48%の地籍がはっきりしていないのです。こんなことが外国人に狙われる原因になっているのではないのでしょうか。日本の古い言葉に、「水は天からもらい水」というのがありますけれども、これは水はただだからどんどん無駄遣いしてもいいよということではなくて、水は天からいただいた貴重なものだから大切にしてくださいという古来からの水思想なのです。日本人はこれを受け継いできているのですよね。そこに中国人がひょっこりあらわれて、ペットボトルどんどん積めて、がらがら中国本土に送ってしまうと。これはちょっと私たちの、ちょっと見てもらえない、そう思うのですよね。国も十分承知してると思うのですよね。だけれども、全然法的に規制できていないというのは何が、どんな弱みがあるのですかね。よくわからないのですけれども。

こういう事態にならないように、やっぱり対策を講じなければいけない。ぼやっとしていて何かとんでもないことになるのではないかと。だから、国が規制する前にやっぱりある程度、足寄町は足寄町なりにももう覚悟を決めて、何か対策を講じなければいけないのではないかと。もう実際3ヘクタールの土地が中国人に渡っているわけですからね。何か対策、何かないでしょうかね、対策がないのか。どうもそこ気になるところです。町長、一言お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私も極めていいことではないなというふうに思っているのです。危機感もある意味持っているわけでありませう。

具体の規制の関係ですけれども、これは国会の場、あるいは道議会でもいろいろ議論さ

れているわけでありましてけれども、たまたま手元にあるのが、平成25年の3月、参議院の財政金融委員会で、議員さんがこの問題の規制の関係で質問をしたときの安倍総理の答弁の資料がここにあるのですが、懸念はされるのだけれども、総理は世界貿易機関、WTOのルールとの関係で、外国人や外資であることを理由にその土地の取得等々の制限はできないということを言いながら、ただ新たな法整備も含めてしっかりと研究をしていきたい、安全保障上何をなすべきか、大切な水資源を守るために何をすべきかについて、よく議論する必要があるという、そういう答弁をした。これが平成25年の3月なのです。今、平成29年なのですけれども、いろいろここにも週刊誌のコピーあるのですけれども、もうそう言ってから4年もたっているのですが、何らの対応もできていないということなのです。それで、議員仰せの町独自で何とかできないかという、ここなのですけれども、これはやっぱり財産権に関することですから、当然土地の所有者の方は好条件であれば1円でも高いところに売りたいというのは、これはまたそれも事実だろうというふうに思いますし、これは町が独自に条例で制定をするというのは、これはもう法律上やっぱりこれは極めて難しいのかなと、そんな思いをしています。

ただ、この問題は私も北海道の水源林に、造林協会の役員もやらさせていただいてますから、いろいろな場でそういう情報収集といいますか、意見交換はさせていただいているのですけれども、やっぱりこれは本気になって国が考えないと、なかなか自治体独自の規制というのはちょっと難しいのかなと、そんな思いをしています。

なお、今の、この間3年ぐらい前からですか、公有林化を進めようということで、とりわけ植林されないで何年も放置されているような山林については、町有林として整備をしていこうということで、そういう情報があれば少し町有林をふやしていこうかということ

で取り組みを進めておりますけれども、ちょっとつい先日もちょっと話したのですけれども、無立木地だけでなくですよ、木の生えているところでも仮にこんなことがあるのだとすれば、そんな情報をいただけるのだとすれば、積極的に町が、民間の方が買う人がいないということであれば、町がそういったところも含めて取得をして、そして責任を持って山の更新をしていくということも必要なのかなという、そんなのを検討もしているというようなことでございます。

繰り返しになりますけれども、町独自でちょっと条例上、規制するというのは、極めて困難だというふうに考えてますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 確かに外国人が取得した土地をいわゆる国が、また町が買い戻すというのも一つの方法なのかもしれません。しかし、これ顔の見えないというのは困りますよね。例えばこれ取得された方、役場になんか当然挨拶に来てませんよね。やっぱりこういう何か顔の見えないもの何かこう不気味さ、そういうものを感じるのですよね。20年前にオウム真理教の上九一色村ですか。あそこで、サリンが製造された宗教施設ができて大変なことになりましたけれども、何かあれを連想させるものですから、何か非常にすっきりしないような感じで、ずっと現代に至っているのですけれども、そしてこの取得のいうのは山林だけではなくて、これ狙われているのは農地もあるのではないかと思うのですよね。いわゆる農地をどんどん買って、北海道でできた農作物、どんどんこれ中国に送るのですよ、国境越えて、日本を飛び越えて、中国食糧難に遭ってきてますから、どんどん、どんどん送っていくと。そんな中で、最後には、日本の北海道ではなくて中国の北海道になるのではないかなと、そういう何か辛辣な、そういう指摘される方もいますけれども、ここまではいかないでしょうけれども、やはり顔が見えない、そういう不安な気

持ち、こういうのがどんどん、どんどん沸き上がってくるのですね。何とかならないかという、そういう感じがします。

しかし、今まで述べたことは、私の意見であって、かなり偏見や思い込みもあるのかもしれないですね。確かに北海道見渡すと、リゾート開発が多いですよ。特に、さっきもこれ道の資料で調べましたら、いわゆるニセコとか倶知安が多いですよ。スキー場とか、そういうものではないかと思うのですけれども。それで、いいのかどうかかわからないのですけれども、経済効果があるというか、この外国人によるリゾート開発ですね、どこでしたかね、これ。富良野ではないですね、きっと倶知安だと思うのですけれども、山林の値段です。大体二、三百万円ぐらいしたのです。三、四年たったら、これが1億円超えていると。すごいですよね。これは土地所有者はうはうはいうかもしれないけれども、ちょっと待ってください、これ、困るなと思うのですよね。そういう事例もあるので、外国資本が足寄町に大きな経済効果をもたらすかもしれない。私は断固反対したいと思うのですけれども、ここは町としてもしっかり情報を入手して、町民との議論を重ねていただきたい。やっぱり私は幾ら考えても反対。やはりその土地を売るほうの、何というか、モラル、考えてしまうのですよね。私ならしないなど。そういうふうに確信を持っているわけですが、もう一回町民との話し合いをすると、そして方法を講じていくと、そういうことが必要なのだと思うのですけれども、町長最後に一言まとめを、よろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 先ほども若干説明させていただきましたけれども、今回の取引事例もですよ、いきなり中国国籍の方ではないのですよ。帯広に在住の方なのですよ。ですから、これは正直言って、全国各地の事例もそうみたいなのですよ。一旦、国内の会社ですとか、いろいろな方の名義になって、

二つか三つ行ったときに、最終的には中国資本の方、あるいは中国国籍の方が取得しているという、こういう、だからやり方も何を意図しているのかわかりませんが、だからそういう、うまくこうやって、直接批判を受けないようにということなのかなという、そんな感覚もしているのですが、ただ、町民の方と対話をしてと言いますけれども、ここはそれはなかなか難しいなというふうに思っているのですよ。先ほど言ったとおり、今回の事例も新聞報道もされているわけですから、これは先ほども言った公有林化のことも含めて、ちょっと広報誌や何かで、あんまり町が買うよと言ったら、みんな買ってくれと言われてもちょっと困ってしまうわけでありまして、何ができるのかというのはこれからちょっと考えていきたいというふうに思っています。

そして、今回の取引のあったところというのは、これは事後の届け出なのですけれども、取得目的というのは、居住用と小動物を飼うためだという、こういうことでなっているのですよ。実は、既に現地で建物を何か建てているのです。それで、当然これはもしでき上がった場合、当然課税対象になる物件でもありますから、それはもう今からちょっと税務課、それからもっと言えば建築にもちょっと確認しているのですが、実は建築基準法上の確認申請という制度あるのですが、実はこれ都市計画区域外については確認除外区域なのです。ですから、これも何を建てているのか、どんなものを建てているのかもちょっと掌握し切れないということなのです。今ちょっと私もちょっとこの中国国籍の方だということですから、本当に利用目的にある本当に住宅をつくっているのかどうなのかも含めて、もう既に現地にも行かせております。ただ、現場に来ている人ではちょっと中身はわからないという、こういう答えなようであります。引き続きまた進捗状況も含めながら、この場所を、現に明らかでありますから、関心を持ちながら何ができるのか、何

をやろうとしているのかは届け出あったとおりのものなのかも含めて、それはちゃんとしっかりと見守っていきたいなど、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） やはりこのわからないとか、顔が見えないというのが、何かやっぱり不安なのですよね。やっぱりこれも行政でしっかりと精査していただいて報告を願いたい。私もいろいろ情報があれば、これ調べてまた町長に報告したいと思っておりますけれども、何かまだ割り切れないような状態で、きょうは一般質問は終わらせていただきますけれども、またこれからさらに勉強していきたく思うのです。行政のほうもどうぞよろしくお願いします。

きょう、私のこれで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、9番高橋健一君の一般質問を終わります。

次に、1番熊澤芳潔君。

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、アスベスト（石綿）について。

質問の内容でございますけれども、アスベストは静かなる時限爆弾と呼ばれ、数十年の潜伏期間を経て、中皮腫や肺がんを引き起こすとされています。足寄町も公共施設でアスベスト粉じんが基準値を下回っているとはいえ、著しい劣化とアスベスト粉じん飛散のおそれがあるとの行政報告がありました。健康被害が心配され、全国各地の公営住宅に暮らした人もアスベストのリスクにさらされていたことが判明し、戸数は約2万2,000戸、23万人がアスベストを吸った可能性があると言われておりますが、次の点についてお聞きしたい。

1、公共施設におけるアスベストは、基準値を下回っているとはいえ、特別養護老人

ホームについては著しい劣化のおそれがあるとのことですが、きょうまでの入所者の健康被害調査をする必要があるのではないか。

2番目には、公営住宅、一般住宅で昭和50年にアスベスト使用は原則禁止されましたが、それ以前に建てられた公営住宅は何戸あり、アスベストの使用状況（建物の耐火被覆材としての吹きつけアスベスト、屋根材、天井材等としてアスベストを含んだセメントを板状にして固めたスレートボードなど）の調査は行う必要があるのではないか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦一君） 熊澤議員のアスベストについての一般質問にお答えをいたします。

1点目の特別養護老人ホームにおける入所者への健康被害調査の実施につきましては、今定例会で行政報告させていただいたとおり、煙突用断熱材において著しい劣化が確認されましたが、気中濃度測定では基準値以下という判定結果であり、現時点では施設内にアスベストは飛散していないと判断しておりますので、入所者に対する健康被害調査については考えておりません。

なお、予算提案させていただいた工事につきましては、今後さらに劣化が進みますと、アスベストが飛散する恐れがあることから、改修工事を行うものであります。

2点目の昭和50年以前に建設された公営住宅の戸数は、北星団地等19棟で76戸、現在23戸が入居しております。これらは公営住宅等長寿命化計画により、平成35年度までに順次建てかえを実施しているところであります。

これらの公営住宅については、現在、全国各地で健康被害への影響が問題視されている鉄骨耐火被覆材や天井、壁の吸音材として使用された吹きつけアスベストは使用されておりません。

吹きつけアスベストのほかに、石綿含有の建材については、過去多く使用されてきた経

緯があり、本町の公営住宅においても、一部壁材及び軒下材等にアスベスト含有の可能性のある建材の使用を確認しておりますが、その性質上、通常の使用状態ではアスベストは飛散しないため、石綿製品製造の業界団体は使用上問題はないとしていることから、調査を行う考えはありません。また、公営住宅等の解体においては、アスベストの含有の有無を確認しながら、必要に応じて解体業者に適正な処理を指示しており、今後につきましても同様の処置を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分、再開といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

熊澤議員の再質問から始めます。

1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 回答いただきました。

総体でいえば、町長としては問題がないということでございますけれども、今後において、いろいろ進めることもあるということでございますけれども、若干確認の意味でお聞きしたいと思いますけれども、これもアスベスト問題は今大きな社会問題になっているということでございますし、環境省なり国土交通省なりに問い合わせが殺到しているということも聞きます。それで事例としては、大坂の阪南市でも、また北海道の札幌市でも煙突またはボイラー室の配管にアスベストが含まれた断熱材が使用されていたことがわかった。また、学校給食施設からアスベストを含む可能性がわかったとか、それで10校が給食中止をしたとか等が聞かれました。また最近では先ほどあったように、公営住宅の中にも、使用されたことがわかったということで

ございます。

足寄の場合は、給食センターにつきまして、新しい建物でございますので、問題はないかと思っておりますけれども、いずれにしても今大きな社会問題になっていることは事実でございます。

そこで、回答は先ほど言ったように、問題がないということでございますけれども、それで、確認の意味で、何点かお聞きしたいと思いますけれども、以前にもアスベスト問題が議会で調査をしたと経過があったと記憶してございますけれども、今回の調査に至った経過につきまして、きっかけですね、そういったことは何でこういうことがわかったのか。また、調査依頼はアスベスト協会を通じてやったと思っておりますけれども、どういう内容の調査を、測定方法でございまして、そういったことを行ったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課町。

○建設課長（増田 徹君） お答えいたします。

経緯は、昨年の札幌市でありました小学校のアスベストを含む疑いがあるということで、新聞報道で取り沙汰されたことを受けて、足寄町は大丈夫かということで施設を確認したところでございます。

それから、その結果、測定方法についてですが、まず目視等でその状況がどうなっているかということを確認をして、大丈夫であれば通常飛散のおそれなしという回答に来るのですが、劣化等があって、非常に危険だという、先ほど言った劣化が著しいという場合には、大気の状態、アスベストがどの程度浮遊しているかという状態を測定して、基準値以内か以外かということで、今回測定の結果では基準値以内だったということなので、あえて、そういうような測定方法でやっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

大気中のこともございますけれども、方法としてはちょっと私もちょっと勉強させていただいた部分なのでございますけれども、位相差顕微鏡による調査、これが精度が高いということでございますし、2番目には今言ったように目視の関係だと思っておりますけれども、健全製成品中、また劣化物そのもののアスベストの含有率の測定、クロスチェックだそうでございますけれども、それと今言われた空気中の石綿係数分析の調査ということでございますけれども、こういったことをやることで測定をしたということだと思っておりますけれども、今お聞きしたところでは目視と空気中ということでございますけれども、その現実、アスベスト、煙突の関係についてはどのような調査があったのか、お聞きしたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えいたします。

煙突については、今申し上げたとおり、まず下の部分の目視をして、それから煙突の上部からの確認を行い、劣化の判定をしたところでございます。劣化の度合いによって段階的に議員おっしゃったような調査をかけていくというような形になっておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

それで、アスベストの分析測定を依頼する際は、次の三つの資格を保有していることを確認することが必要だと。これは補助金の関係なのでよね。例えば町民の方がアスベストの調査をするとか、当然町も調査をかけた以上はお金がかかることだと思っておりますけれども、3点の資格がなければ補助金が出ないということでございますけれども、補助金についてはどのような形で、一般の方も調査、もし依頼すればですよ、ついてどのような形になっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 補助金の関係でございますけれども、民間の方が自分のところ

を調査するといった場合については、ちょっと詳細はわかりません。ちょっと詳しくわからないのですけれども、補助金があるということで、それは直接補助を申請していただくというような形になるのかなというように思っております。

あと、その資格の部分でありますけれども、資格についてもちょっと詳細ちょっと今不明でございますので、ちょっと詳細についてはちょっとお答えすることができないということで、御了承いただければというように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳樹君） わかりました。

それでは、そうすると調査については、補助金を申請したとか何とかということではなかったということでございますね。そういうことですよ。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 今回の調査につきましては、町が行っておりますので、町が業者の方に委託をしてやっておりますので、これについては補助だとか、そういったものはないということであります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 大きな問題ですので、町民の皆さんが、そうしたらそういった申請もあるかもしれませんので、そういったことも調べておいていただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほども業者の関係が出ました。これからは2番にも関係するのでございますけれども、今築何十年の住宅を多く解体しているわけでございますけれども、作業員の方は法律で健康障害防止のために守られているとは思いますが、解体時のときに周りの住民の方には、アスベストが入っているか入っていないかも含めて、どのような形で連絡、お知らせをするのか、しないのか、それとも、そのことについてまずお聞きした

と思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 最終的に、今回の工事については、囲い込みということで、煙突をアスベストが飛散しないように封じ込めるといいますか、飛散しないように開口部を閉じてしまうと。そのかわりに新しく、特別養護老人ホームの場合は、新しい煙突を別に建てて、煙突を、今まで使っていた煙突を封じ込めるといような形でやります。

あと、この後、例えば公営住宅だとか、そういったところでアスベストを含んだ工事があるというようなときには、当然外に飛散しないように周りを囲って、そして作業員の方たちについては、アスベストを吸い込まないような形でマスクですとか、そういったことで工事を行うということになります。

そのときに、当然公営住宅だとかということになりますと、その棟全体が誰もここは住んでいないという状況になってから解体工事をするというようなことになりますので、基本的には周りに余り人がいないような状況、皆さんが転居された後、解体をするというようになりなるといように思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） これからのことはわかりました。

今までの流れを見ますと、十分な形、私は見ていませんけれども、囲うとか、それから住民の方に知らせるとかということはなかったのかなという気がしますが、このことにつきましては、ぜひ情報なりを、十分な情報なりを町民の皆様には知らせてほしいと思いますし、解体の作業は、今言ったような形できちっと囲うとかいうことが必要な重大な問題だと思いますので、再度確認させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 解体の関係でございますけれども、解体するその公営住宅の建

材だとかそういったものにアスベストが含まれていて、例えばその解体する際にそういう飛散がするおそれがあるという、そういう場合については、そういう飛散しないような、そういった工法とといいますか、方法を使いながら解体をするということになるということでございますので、御理解をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） わかりました。

そのような形で、町民にも現在のこのアスベスト問題につきましても、情報公開等も含めてやっぱりやる必要があるのではないかなという気がいたしますし、十分な町民にお知らせをお願いをしたいというふうに思っております。

それから、最後ですけれども、このアスベスト問題ですけれども、人の命に係る問題でございます。公共施設ばかりではなくて一般の住宅についても、我々この製品を見ますと、私も古いうちに住んでいるのですけれども、そういったものの使ったような記憶もございまして、そういったことがあれば、もしかしたら、アスベストが入っていたのかなという気がいたします。

そういった意味で、十分な情報公開、また町民の皆様にもそういった調査も、もし先ほど言った補助金等もしあるとすれば、お知らせしながら十分な形で知らせていって進めさせていただきたいというふうに思っています。

最後に町長、一言お願いして終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 一番問題になっているのは、鉄骨なんかありますよね。それに吹きつけされているやつ、帯広の駐車場になんか行ったときに、今はないですよ、鉄骨にこうコンクリみたいな吹きつけ、あれなのですよ、一番問題なのは。今議員がおっしゃってる一般の住宅だとかというのは、要は耐火性のスレート板だとか、そういうやつに含ま



れている可能性がありますよということなのです。ですから、通常はそんなに心配ないのです。余り心配だ、心配だと言っているとまたハレーション起きます。

少なくとも仮に含まれている建材があって、それが壊れて粉じんが舞ってるとかいう場合は、含まれている場合については飛び散るという可能性はあるのですけれども、そんなに今住んでいるうち、俺心配だから調査してくれやというのは、それは恐らく補助の対象に、いや、これから調べますけれども、対象にならないというふうに思います、それは。

ですから、協会でも通常使っているのについては問題ないと。だから、例えば水道でいっても、昔石綿管というのを使っていたのですよ。通常全然問題ないのですよ。問題は、それがもう老朽化して布設がえしますよといったときに、その処理をするときに、管のまま処理できないですから砕いたりしますよね。そのときに飛び散る、濡れていれば全然飛び散らないですから問題ないのですよね。ですから、一般的にはその公営住宅についても、軒先のスレート板ですとか、あるいは台所の、昔って石膏ボードとかってありますよね、ああいうやつに含まれている建材もあるかもしれないということなのです。その調査というのは、先ほど熊澤議員さんも言った調査方法で、それ含まれているかどうかというのは顕微鏡で見なければわからないだとか。今回調査したのは、そんな顕微鏡とかそんなのではなくて、要するに飛び散っているかのどうかの器械を使っての粉じんの測定をしたということですから、その結果大丈夫だよということ。ただし、このまましておく心配だから、もう封じ込めちゃえと、飛び散らないうちに封じ込めちゃえよという、そういう工事をしますよということですので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） はい、わかりました。

十分に行政も理解しているようでございますし、ただ十分に住民の皆様にご公開しながら進めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番熊澤芳潔君の一般質問を終えます。

次に、7番田利正文君。

○7番（田利正文君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に従って一般質問させていただきます。

二つあります。

まず一つ目です。

憲法施行70年～憲法が生きる町政と、平和で核兵器のない社会を目指して、足寄のできる取り組みをということであります。

1点目、日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから70年になりました。70年の長きにわたり憲法が維持されてきたこと自体、国民に支持され定着してきたことを証明するものです。

立憲主義、民主主義、平和と戦争の放棄、基本的人権の尊重、地方自治等は、日本国憲法の大切な原則です。

アメリカの法学者はかつて、日本の憲法と世界の成文化された憲法を比較して、世界で今主流になった人権の19項目までを全て満たしていると述べたことがあります。

日本の憲法は、変更されることなく現在まで生き続けてきた長寿ということだけではなく、信教の自由や女性の権利など、人権保障の先進性でもぬきんでているというのが、その指摘であります。

その憲法施行70年の憲法記念日に、安倍首相は、2020年を新しい憲法が施行される日にしたいと明言をし、憲法改正に向けてともに頑張りましょうと改憲派の集会にビデオメッセージを送りました。

2012年4月決定の、自民党改憲草案とは全く違う9条の1・2項は残し、3項に自

衛隊を明記するという改憲案ですが、憲法99条の憲法尊重擁護義務を負う行政府の長が、期限を切って明文改憲を主張すること自体、極めて異常なことです。同じ行政府の長として、町長の見解をお聞きします。

二つ目、広島・長崎への原爆投下から72年、ようやく人類は核兵器のない世界への画期的な一歩を踏み出しました。国連総会の決定に基づく各国政府代表と市民社会の団体代表で構成される国連会議が開かれ、核兵器の廃絶を目指す条約づくりの交渉が始まったからです。

第2会期が、今月15日から7月の7日の日程で開かれています。3月に行われた国連会議第1会期の議論を踏まえて、5月22日、エレン・ホワイト議長が発表した核兵器禁止条約草案を審議し、閉会日まで採択する予定です。

世界は今核兵器廃絶への歴史的な一歩を踏み出しました。しかも、年内に史上初の核兵器禁止条約ができる可能性が生まれました。

この核兵器禁止条約交渉を進める国連会議が生み出された原点は、一つは被爆者を初め草の根の市民運動で核兵器の全面禁止・廃絶を求める国際署名が、この10年余りで世界で5,000万人以上の賛同が寄せられたこと、この中には、ことし足寄町の職員から賛同をいただいた332筆の署名も含まれていることを付記し感謝申し上げます。また、足寄町も参加している平和首長会議、162カ国、7,350以上の都市が加盟する国際的な組織など、世界の人々の核兵器を廃絶させようという熱い思いがあります。

二つ目は、核兵器の非人道性に対する理解が、国際社会の共通認識になったこと、メキシコ・ノルウェー・オーストリアで開かれた国際会議を通じて、意図的であれ偶発的であれ、核爆発が起これば、被害は国境を越えて広がり、どの国、どの国際機関も救助のすべを持たない、人道的災厄をもたらすことが共通認識となったこと。

三つ目は、国連を含む多国間会議の場にお

ける核軍縮議論の膠着状態への不満の高まり、2010年のNPT再検討会議では、核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを確立するために特別な取り組みを行うと、核保有大国も含めて全会一致で合意しています。しかし、核保有大国はこの制約に背いて、核兵器廃絶を永久に先送りし、自国の核軍備を近代化・強化する態度をとっています。

核兵器の非人道性が国際社会の共通認識になったにもかかわらず、一握りの核保有大国が核兵器廃絶に背を向けているならば、ここは国連と市民社会が一歩を踏み出そうではないか。こうした要素が重なって国連会議が生み出されたのだと思います。

日本政府は国連会議を欠席していますが、足寄町も参加する日本非核宣言自治体協議会は、唯一の被爆国としての信頼を著しく損ない、全国の非核宣言自治体を失望させるもので、まことに遺憾と批判をしています。

日本政府には、国連を初め各国と連携をとりながら、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて先導的な役割を担うよう求めています。

平和首長会議は、国連会議で、核兵器の法的禁止に関するこのたびの歴史的な交渉に強い支持を表明し、国内加盟都市会議総会で、被爆者が訴える国際署名について、賛同・協力を決めました。

これらの団体に参加する足寄町も、政府に対して条約への参加を求め、その推進の中心である被爆者国際署名の取り組みと、核兵器禁止条約を推進する足寄町の考えをお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 田利議員の憲法施行70年、憲法が生きる町政と、平和で核兵器のない社会を目指して足寄のできる取り組みを、の一般質問にお答えをいたします。

1点目の安倍首相の改憲明言に対する私の意見につきましては、同じ行政府の長としてということからの御質問でございますが、平和を願う気持ちは田利議員と同じであると思

いますが、私は憲法の改正に何ら権限もありませんので、ここで見解を述べる立場にはございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

2点目の、政府に対して条約への参加を求めること、被爆者署名の取り組みについてですか、まず政府に対して条約への参加を求めることにつきましては、本町が加盟している全国町村会や平和首長会議として必要なときに、政府に対して意見を申し上げることになると思います。外交の関係する大きな問題でありますので、足寄町単独で行うことは考えておりません。

次に、被爆者署名につきましては、核兵器廃絶に関する署名運動は、いろいろさまざまな組織で行われていると聞いております。今般、2017年国民平和進行十勝実行委員会から、ヒバクシャ国際署名連絡会が行っているヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名への協力依頼があり、職員有志が協力させていただきました。各団体の核兵器廃絶に向けた取り組みに敬意を表するところでありますが、被爆者署名は足寄町が関係していない団体が行っているものですので、町が町民を対象に行う考えはありません。

以上で、田利議員の憲法が生きる町政と、平和で核兵器のない社会を目指して、足寄のできる取り組みについての答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今回答をいただいたわけですが、ちょっと私としては非常に残念であります。

もう足寄に来て11年になりますから、多分20年以上前になると思いますけれども、今回の国連会議の議長をされているエレン・ホワイトさん、女性の方であります。コスタリカ出身の外交官なのですね。コスタリカは北海道より人口が少ない400万ぐらいで、南米の一番南端にある小さな国です。そ

こに当時、今言われた、私行った、二十数年前になると思うのですけれども、行った新聞記者の方が書かれた本があって、その中に書いてあったことをいまだに忘れないのですけれども、コスタリカは日本と同じく憲法で軍隊を持たない国なのですね。軍隊を持たない国は世界中に何カ国かありますけれども、その中で、その本を書いた記者が市場に行ってみたと。市場に行ったら、ごく普通の一般市民というか一主婦の方が、市場で、憲法の冊子というかパンフレットを売っているのだそうですね、当時ですけれども。それを一主婦の方が買ったのだそうです。駆け寄って行って、記者の方にすれば、日本的な発想からいけば、一般の主婦がなぜ憲法なんか買うのだろうというふうに思うと思います。それで聞いたのだそうです。なぜ憲法の冊子を買ったのですかと言ったら、何て答えをしたと思いますか。憲法を知らない生きていけないじゃないですかと、生活に必要なじゃないですかと、そういう答えなのです。それがコスタリカのごく当たり前の考え方だと、市民的な感情だということですね、ずっと後で調べたら。というようなことを書いてありました。そんなことが印象に残っているのですけれども。

それからもう一つは、私、憲法が改正されるという話がいろいろ出てきた段階で、町民の方50人以上の方に聞いたことがあるのです。何聞いたかという、憲法の前文、あるいは憲法の9条ってどんなこと書いてあるか、覚えてはいないでしょう、私も言えといたら全部なんかしゃべれませんから、それはいいのですけれども、どんなことが書いてあるか、わかっていますか、あるいは読んだことありますかといたら、50人の方、誰もいいえと言うのですよ。もちろん謙遜もあるのかもしれませんが。それについてもすごい私はびっくりしたのです。そして、なぜかという、その当時言われていたのは、もう憲法70年たって一回も変えられてないと。なのに時代はどんどん変わっていると。

それに合わないのではないのかと。だから憲法を変えようという発想。それから、合わないところは憲法につけ加えようという説明がありましたよね。そうすると、憲法を読んだことのない一般有権者の方が、ああ、そうだな、そうだよねというふうになってしまうのではないかと思ったのですよ。すごい恐ろしいなと私は思ったのです。

改めて、何回か憲法の前文だとか9条とか読むと、すごい今の文章にしたってすばらしい文章なのですよ、中身についても。それを知らないで、もう古くなったから変えてもいいんでないと言われたら、そうかと思うこと自体がものすごい恐ろしいことだというふうに思ったのですね。

そのことが、選挙のたびに投票率が50%切るだとか、切っても市長になるだとかということが起きたりなんてことがあるのでないかと思うのです。

それで、ある有権者の方が、どの政党もどの政治家も行政も信用できないと。だから私は投票に行かないと言ったことがあるのですね。そんなことして大丈夫なのですかという話をしたら、いいんだと言うのですよ。確信持って言うのですね。

そのときに思ったのですけれども、つまりそういう今の政治や何かについて批判とか抵抗という意味もあるのだと思うのですけれども、それが投票に行かないということは、最終的には今の自公政権が3分の2をとっているように、とってしまったら後は、選んだのはお前たちだよと言われてしまいますよね。そういうことになる可能性があるのではないのかなと思ったのですね。

そんなことがあって、なぜこんなことお聞きしたのかということなのですからけれども、前に、もう今はありませんけれども、沢内村という村が長野県、岩手県か、にあったと思うのですね、今合併して名前が変わってますけれども。そのときに、戦争から引き上げてきた方が、役場の職員になり村長になった方がいるのですけれども、その方がこんなふうに

言っていて、いわば当時の村政をやったのですね。人間の尊厳、生命の尊重こそ政治の基本だと。人間の尊厳を守るためには、民主主義が必要であり、そのためには平和が必要だ。そして、貧乏の追放が必要だと言った。調べたら、当時の沢内村は江戸時代から年貢を納められないぐらい貧乏な村で、年貢を納められないかわりどうしたかという、村で一番きれいな16歳の女性を年貢がわりに納めたというような村だったのだそうですね。それで、そこにはかまどがえしという言葉があるのだそうです。私わかりませんでした。かまどというのはわかりますよね。つまり病院に行くということはお金がかかる。お金がないから、自分の家のかまどがひっくり返るというのですね。だから、病院イコールかまどがえしと言われていて、病院には行かないと、行けないという実態だったそうです。それを何とかしようということで、村長になった深澤晟雄さんという方なのですけれども、老人医療費と子供の医療費を無料化しようというふうに試みたのですね。それをやることで、県といろいろ交渉やったのでしょけれども、そのときに岩手県からは国民健康保険に違反すると。だからといってストップかかったのです。そのときに、村長が何と言ったかという、国民健康保険法には違反するかもしれないが、憲法違反にはなりませんよと。憲法が保障している健康で文化的な生活すらできていない国民がたくさんいる。訴えるならそれも結構。最高裁まで争います。本来、国民の生命を守るのは国の責任です。しかし、国がやらないのなら、私がやりましよう、こう言い切ったのですね。そして議会の説得して実際にやったのです。そして実現したのです。そして乳幼児死亡率もゼロになりましたし、無料化も実現しました。それ以降、全国にずっと広がっていきました。ということなのですね。

こういう話を聞いているものですから、こういう立場に自治体の首長、自治体の職員の方がぜひ立ってほしいという、私の熱い思い

がありまして、一番目のことを言わさせてもらいました。

ここでもまた言ってました。前例がない。他の市町村ではやっていない。予算がない。というのは、そういう発想はやめようではないかという話もされていまして。私、それも賛成です。町民対応する場合でも、そのことは抜いてしっかりと町民の意見を聞いて、一職員の方が聞けば課長に上げる、課長が町長に上げるというようなことも含めて、上げる必要があるのではないのかなという思いがあります。

もう一点は、どこだっけ、被爆者署名だから。足寄町が参加している平和首長会議が先ほど通告書で言いましたように、被爆者が求めている国際署名について賛同、協力をするというふうに、何というのでしょうか、決議をしたというか決めたというか、でしょうけれども、それがあっても参加している足寄町としては動くことは不可能だということでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

その署名につきましては、平和首長会議で賛同しているとは伺っておりますけれども、平和首長会議みずからが行っているものではございませんし、その署名を町が行うということが適当かどうかという判断でございますけれども、町が行うに際しましては、いろいろなことを考慮しておりますが、それにつきましては、町民に対して中立であるか、例えば宗教上の問題、あとは政治的に中立であるか、そういったことをいろいろと考えまして決定しております。町が実施する、すべきことかどうかですね。することが適当かどうか。その判断の第一弾として、町が加盟していることであれば、それは町が加盟しているとしてもさらにその内容について吟味して、町が実施するかどうかということになりますけれども、まずその第一段階としては町が加盟していることが第一段階として必要と考えてお

ります。賛同だけではなかなかできないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 時間大丈夫でしょうかね。

今総務課長から答弁いただきましたけれども、言っていることは半分わかるのです。だけれども、残り半分がちょっと引っかかるのですね。それで2011年、平成23年の9月14日にこのことを、同じようなことを質問しているのですね。町長から答弁いただいています。それでなぜ同じことやるのかと言われてしまうので、もうちょっとこんなことなんだということを、私の思いをちょっと述べさせてもらいたいと思います。

一言で言えば、国際情勢の変化があるのだということなのです。通告書で言ったとおりですね。国際的な大きな動きが起きていると、それに合わせて我々の、いわば足寄町のできることをしなければならぬのではないかなというのが私の考えなのです。もちろん、それは見解の相違だと、こんなことは無理だよと言われてれば、それで論議は終わってしまいますけれども、それで多少踏み込んで話をしたいと思うのです。

国際情勢の変化とは何かということなのですけれども、一つは戦後初めてなのです。核兵器の禁止条約締結に向けた多国間の国際交流が開始されたということですね。これは通告書でも述べたとおりなのですけれども、来月の7日までに、しかも合意できそうだという状況に来ているのですよ、今。そこが一番大きな変化だと思うのですね。これは、17日の午前中のテレビのニュースでも、国連会議が開かれたということは報道されてきました。この国連会議は、昨年12月23日の国連総会決議によって、核兵器禁止条約の採択を任務として開催されています。この国連会議が生み出された原因はさっき通告書で述べたとおりですが、触れておきたいことは、この国連会議は各国政府代表と市民団体代表が

参加してつくられているのです。それで、国連の軍縮会議としては初めてのことなのですね。しかも画期的なことだというように思うのです。しかも、核保有国、アメリカを中心としてアメリカと軍事同盟を結んでいる国は参加してません。（動議と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 動議を優先します。

6 番前田議員。

○6 番（前田秀夫君） 町に求めている見解は、町長は「私の人」、議場ではわたくしびと（私人）ではありませんので。憲法学習会でもありません。提案者が、出題者が言っていることも理解はしますけれども、全体をくぐってみますと、法律では国家公務員倫理規程などでは、地方公務員といえども、そういったことはできないというふうに、実は法律が立案されているわけでありまして。もう少し、ポイントを絞って、町に求めるものはこういうことを求めたいと、そういう議論をしていただきたい。

終わります。

○議長（吉田敏男君） ただいまの御意見もあります。本来なら議運を開くところでありましてけれども、このまま、いろいろとポイントを絞って質疑をお願いをいたします。

○7 番（田利正文君） 頭の切れの悪い私がつくった原稿をさらに縮めろと言われると、非常に難しいのですが、どうしたらいいでしょうかね。

今言った中身をもうちょっと要約して、はしょれということですからはしょりますけれども、国連会議が開かれて、もちろん日本政府は参加してませんけれども、日本から被爆者の団体だとか、原水爆禁止協議会だとか、いろいろな団体が参加しています。そこで、日本の代表も発言しています。その中での報告を聞きますと、普通国連会議の議長が開会を宣言して、ここでいえば吉田議長が宣言をして町長が行政報告をして、その後それぞれ各国代表がしゃべるということになりますよね。ところがその後すぐに被爆者の発言を冒頭に持ってきているのですよ。そして、その

被爆者をこの会議の中で、ものすごく尊敬しているというか、尊重しているというか、その位置づけがすごく高かったというのがうかがえたというのですね。もちろんいろいろな文章を読んでもそういうふうに感じましたけれども、それがまずあります。

それから、もう一つは、この会議をずっと主導してきたのが、これまでは核兵器を持っているでかい大きな大国だったのですけれども、今回はコスタリカとかアイルランドとか小さな国なのですよ。さっきも言いましたけれども、（発言する者あり）

言いたいことを言わないとわかってもらえないという意味でも、それでも法令に反しますか。（発言する者あり）

例えばマーシャル諸島なんて、たかだか6万人の人口の国なのです。その国が過去に67回ものアメリカの核実験でものすごい被害を受けているのですね。広島、長崎よりもっとひどいのではないかと思います。そこが、核保有国9カ国に対して、国際司法裁判所に核兵器の保有は違法だというふうに訴えたのですね。そんなこともあります。

今回もそうなのですけれども、コスタリカだとか、オーストリアとか小さな国がその会議をいわば主導していたというか、引っ張っていたというか、そういう感じがするわけですね。それで、今の社会は、社会はというよりは、もっと言えば、またばかでかいこと言うなど、たかだか足寄の町議ごときがと言われるかもしれませんが、今の世界は国の大小ではなく、しかも経済の大小でもなく、軍事力の大小でもなくて、世界の道理に立ったことをきちっと主張するということが世界から認められ、尊敬され、そしてそれなりの力発揮するのだという社会に来ているのだと思うのです。それが今の国連会議のいい例だというふうに私は思うのです。

それで、前回2011年9月のときの定例会で、町長に質問したのですけれども、町としても実施時期を調整して、ミニ原爆展を開催することについて検討していきたいと、答

弁されています。この点については、どのような検討がなされ、その後どうなっているのかということについて、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 時間でありますので、1時まで暫時休憩をいたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁から始めたいと思います。

答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

ミニ原爆展等々のお話でございますけれども、平成23年の9月の3回定例会の中で、私のほうからは議員お話あったとおり、ミニ原爆展を開催することについて検討していきたいということでお答えをしているところでございます。

その後、平成24年、平成26年、平成27年の9月定例会含めて、田利議員から平和の問題含めて質疑をずっといただいているところでございます。

一番直近の27年の9月9日の私の答弁といたしましては、行政が前に出たり、あるいは教育委員会が前に出たりというよりも、期待するところは田利議員も実際に所属しているところの団体の原爆展なんかもやっているわけですから、そういった動きというか、そういったことをどう捉えてくるかということが大切なことなのかなというように、行政が主導してやるということになるとやっぱりいろいろな問題があるぞというようなことの趣旨の答弁をさせていただいているところでございます。

また、町主催、町主催ということでこだわっているようでありますけれども、ことしも8月の23日に、これも毎年開催しております、田利議員も所属している団体だと思っておりますけれども、これはロビー展の中でやっているのですね。7月ですね、7月23日に予

定されているということでありましてけれども、これは約7月22日から8月8日までですか。これはロビー展ですから、これは紛れもなく教育委員会主催のロビー展ということですから、そこに申し出ていただいて、それで町がこれはだめだよというのであれば、町は全く何もやっていない、教育委員会何もやっていないという話になるかもしれませんけれども、ここはひとつそのことを御認識いただきたいなということが一つです。

それと、非核平和の町宣言の関係につきましては、町のホームページに非核平和宣言の町宣言をしているよということ、そして短い文章ではありますけれども、その趣旨、それから毎年8月を中心にしながら町の広報で、この非核平和の町宣言のことについても1ページのうちの半分ぐらいのページを割いて、これはホームページと同じような中身でありますけれども、そのことも町民の方々に広報を通じて広報しているということでございますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今の答弁ですけれども、毎年夏に町民センターのロビーをお借りして、勤医協友の会、足寄友の会として原爆展やっています。それに足寄町として共催とか後援とかということもいただけるのか。（発言する者あり）

町民センターを使わせないという意味ですね。そういう意味ではなくて、主催としてそこに共催とかとして名前を入れるということは可能かどうかという。（発言する者あり）

町民センターのロビーでですね。わかりました。

二つ目に行きます。

同じ一般質問の中で、時期に合わせていろいろな取り組みですとか、あるいは今後検討させていただきたいと、例えば宣言をした日であるとか、あるいは原爆を投下された日など、どこがいいのかということも含めてこれ

から十分検討させていただいて、そういった啓発活動についても検討させていただきたいと。さらにはいろいろな取り組みについては、教育委員会のほうともしっかり連携をとらせていただきたいというふうに思いますというふうに答弁しているのですけれども、これについてはどうでしょうか。

言えば、啓発活動。

○議長（吉田敏男君） 啓発活動。

答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） ですから、先ほど答弁したとおり、毎年広報で町民に対して、こういう非核平和の町宣言してますよということで、広報しているということでございます。

また、先ほども言ったとおり、この間、田利議員からずっと一貫して平和の問題は大事なことだと取り上げて質問をいただいているわけでありましてけれども、その中で、私のほうからも、それから教育長のほうから、教育委員会のほうからも、やはり町が単独で前に出るということは、やっぱり町民の皆さん方今現在7,100人弱いるわけでありましてけれども、これにはいろいろな考えの持っている方がたくさんいるんだよということでありまして。ですから、むしろ行政が前に出るよりもいろいろな団体等々含めて、連携できるものは連携をしていくという形が望ましい姿でないのかということで、ずっと最初の23年の質問以降そういう形でお答えをさせていただいているところだということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 1番の質問、それで終わります。

○議長（吉田敏男君） それでは、2問目に行ってください。

○7番（田利正文君） 2番目ですけれども、平和な社会を築く主体的で自立した人格の形成を目指す教育行政についてということ

について、伺いたいと思います。

1点目ですけれども、中学校の職場体験で自衛隊の駐屯地に行っている、あるいはショッピングセンターやイベント会場で自衛隊が装甲車を展示し、子供たちに制服を試着させて記念撮影をしている、職場体験に来た中学生に模擬ナイフを持たせて自衛隊式の格闘訓練をさせていた、知らない間に自治体が自衛隊に隊員リクルートのための個人情報提出していたなどのことが全国で起きています。少子高齢化と進学率の上昇などで、年々隊員の確保が困難になっているという背景があるとともに、自衛隊が組織的な方針を持って意識的に隊員の確保に動いているということだというふうに思います。

年末ぎりぎりの3月31日、学習指導要領の改訂が行われ、2020年から順次実施されることと関連して、以下のことについて足寄ではどうなっているのか、どう考えているのか、どう対応していくのかについて伺います。

1点目、中学校体育の武道の選択科目の一つに銃剣道が加わったことについて。

二つ目、札幌の中学校で陸上自衛隊高等工科学校のパンフレットが、学校を通して配布されたことについて。

三つ目、文部科学省は2020年度から外国語、英語ですけれども、授業を小学校3年生に前倒しするとしており、3年生から6年生については、現行より授業時間が年間35時間ふえることになることについて。

四つ目、持ち物スタンダード、あるいは「〇〇スタンダード」など学校スタンダードについて。

5番目、国が主導する道徳教育について。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 教育委員会から、田利議員の平和な社会を築く主体的で自立した人格の形成を目指す教育行政についての一般質問にお答えいたします。

平成29年3月に小学校及び中学校の学習



指導要領の改正が告示され、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度から全面実施となります。

主な改訂事項は、道徳教育の充実や外国語教育の充実などであり、小学校中学年で外国語活動、高学年で外国語科が導入されることとなります。

1点目の、中学校体育の武道の選択科目の一つに銃剣道が加わったことについてですが、現行学習指導要領から武道が取り入れられ、基本的に柔道、剣道、相撲の中から選択履修することとなりますが、地域の実情により、それ以外の武道も選択することが可能となっています。本町は柔道を中学校1年生、2年生で実施しており、畳の整備や柔道着も公費でそろえています。銃剣道が加わったことについては、地域や学校の実態に応じて選択されると考えています。

2点目の、札幌の中学校で陸上自衛隊高等工科学校のパフレットが、学校を通して配布されたことについてですが、札幌市教育委員会の判断であり、詳細については存じませんが、適切に判断されたのでは思っております。本町においては、資料の配付依頼はございません。

3点目の、文部科学省は2020年度から外国語の授業を小学校3年生に前倒しするとしており、3年生から6年生は現行より授業時間が年間35時間もふえることについてですが、小学校における新学習指導要領は、平成32年度、2020年度より全面実施となります。中学年の外国語活動については、年間35時間、高学年の外国語教育については、現行の年間35時間から70時間となり、授業時数の確保が大きな課題であり、日課表の調整、長期休業の短縮、総合的な学習の時間の活用などが考えられますが、本町としては足寄町生涯学習研究所において、指導内容や時数も含めて検討するよう指示しており、方針を受けて平成30年度から2カ年の試行期間として町内小学校で実施していきます。

4点目の、持ち物スタンダード、「〇〇スタンダード」などの学校スタンダードについてですが、スタンダードとは児童生徒と学校との約束事であり、本町では各小中学校で学校教育目標、校則等で約束事を定めており、新たに学校スタンダードという形で明文化する考えはございません。

5点目の、国が指導する道徳教育についてですが、従来の道徳の時間から平成30年度より、文部科学省検定済み教科書を使う特別の教科道徳に移行します。

本町においては、道徳の教科化を見越し、平成27年度より学校教育振興会の主要研究テーマとして位置づけ、実践研究や事例研修を実施してきました。また、各学校では、道徳推進教諭を中核として、校内研修の充実に努めてきたところです。本格実施に当たっては、新学習指導要領の内容に沿った授業を実施していきたいと考えております。

以上、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今回の回答で、1点目、銃剣道が加わったことについては、地域や学校の実態に応じて選択されると考えているというふうに回答であります。これだけで大丈夫なのかなという思いがあるのです。なぜかという、銃剣というのは私は見たことありませんけれども、戦時中陸軍が人を殺すために使った武器ですよね。それを木銃であれ何であれ、旧日本軍が戦闘訓練で行われていたものを、今の学校現場に持ってくるということ自体は日本の平和憲法のもとではあり得ないのではないのかという思いがあるのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 武道そのものの経緯や歴史について、人それぞれに捉え方や考え方があってと思うのですが、学校で実施する

武道につきましては、いわゆる法的拘束力がある学習指導要領の内容に示されている中から学習をし、選択履修をすると、そういうふうになっておりますので、銃剣道につきましてもそういうことで、武道の一つとして位置づけられておりますので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今の答弁よくわかるのですが、柔道、剣道などの武道とここでいう銃剣道とはちょっと質が違うのではないのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

もちろん学習指導要領に教育委員会や学校が縛られるというのはわかりますよ。わかりますけれども、教育長としてその辺の判断はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 藤代個人としては私見、これ個人としては、それぞれの武道についての、種目についての考えがあるのですが、あくまでも公共の学校として、先ほど言いましたように、学習指導要領の中で経緯経過があって、それなりに武道として認められた9種目の中からチョイスすることができるということになっておりますので、あくまでもそれ以上でもそれ以下でもない、ということですので、賢察して御理解を願えればなと思っています。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 足寄町の教育委員会としては、銃剣道を選ぶ考えは今のところ持っていないというふうに捉えていいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 基本的には、先ほど何回も申し上げましたように、学習指導要領に示されている中からチョイスをするということですから、必ずしもありませんよと、そういうことはありません。学習指導要領の中でも、に基づいて各学校では教育課程ということで、年間のそれぞれの学校の指導内容や時数を決定するのです。ただ学習指

導要領についても、もとい、教育課程についても、学習指導要領で四つの条件があるのですが、例えば、そのうちの一つに地域の実態や学校の実態を踏まえる。そういうのがあるのですが、そういう地域や学校の実態が例えば銃剣道が盛んになり指導者もいて、そういう地域に要望もあるというのであれば当然それは変わってくるケースもありますけれども、今のところそういう状況下にはありませんので、今のところは銃剣道を学校で学習することはないのかなと思っています。これはあくまでも、校長の専管事項ですので、申し添えておきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） この質問をするに当たり、この場に立ってみて改めてちょっとまじったかなという思いがあるのですが、それは元教育のプロフェッショナルだった教育長に素人の私がこんなこと聞いていいのかなという思いがありましてね、ちょっと今悩んでいるところなのですけれども、立ってしまった以上しようがないですからね、やるしかないのですけれども。いろいろ読んだり調べたりしますと、今教育長が言われたとおり、学習指導要領で最終的に判断するのはそれは学校長だといいますけれども、その上に足寄教育委員会があって、道、北海道教育委員会があって、文科省があると全部流れが来ていますよね。その中でやるときに、いや、足寄はそうしたら銃剣道はやりませんというふうに判断できるのかなという思いがあるのです。たまたま銃剣道の話ですけれども。

今教育長は、校長の判断ですからと言われましたけれども、校長がそういうふうにするかと判断できるものだろうかということ、ちょっと聞きたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 御質問にお答えします。

学校の教育課程というのですか、その最

最終的な権限者は教育委員会でございます。あくまでも校長に教育委員会が委任をしていると、学校管理規則に基づいて委任をしていると、そういう状況にありますから、最終的な判断はこれ教育委員会ですけれども、実際機能するとしてはやっぱり子供たちの実態だとか、先生方の専門性だとか、あるいは教師そのものが持っている仕事の創造性だとか、主体性等々加味しながら校長が決めて承認するという形のほうが一般的なので、そういう意味で先ほど申し上げたので、あくまでも足寄町教育委員会として銃剣道は武道としては認めませんよ、選択しませんよと、そういうことではなくて、現状の状況、現状下では銃剣道の選択というのはなかなかそういう現実的でないのかなと、そういう押さえでありますので、御理解をよろしく願います。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

本当は銃剣道は認めたくないという意見を、答弁欲しかったのですが、それはいいです。

3点、4点、5点目をまとめてちょっと似通っているというか、関連するものですから、再質問したいと思います。

それで、細かく聞くより先に、このことについてちょっとお聞きしたいのです。

今の学校の現場で、先生方が本当に自由に、自分の担任の担当しているクラスの子供たちのまとめるためにどうするか、あるいは自分が教える教科の学習をどういうふうにして組み立てるかということ、自由に議論し組み立てられる状況になっているかどうかということが一つなのです。それで、こんな文章があるので、ちょっと御紹介して教育長の見解をお聞きしたいと思います。

足寄でいえば大誉地の小学校から足寄小学校に来たという感じでしょうけれども、これは市の話ですから、もうちょっと大きいと思うのですね。

小規模校から大規模校に転勤されたある小

学校の先生が、自分の1学期の様子をまとめたレポートがあるのです。このままでは自分を見失ってしまうというぎりぎりの気持ちで書かれたものなのです。

ちょっと読みますけれども、着任後1週間もすると職員室の空気が冷たく、重く、息が詰まるような違和感を覚えた。教室の雰囲気もとてもさわやかと言えるものではなく、無表情、無関心を装いながら、それでも集団になると次から次へとトラブルを起こす子供たち。日常の仕事は、費用対効果を考えたらやるべきでないとはっきり言える種類のものが幅をきかせ、肝心の子供たちのことに時間を使えない。子供の状況も厳しく保護者対応が頻繁に起こる中で、1学期はほぼ連日退勤は夜の9時から10時だった。そうした状況の中にいた自分と周りの先生方の心境を書いているのですけれども、さらに続いて、目の前のことだけで精いっぱいになって、視野が狭くなっていくと。自分以外のことを考えるのがおっくうになり学校以外のことは全て遠のいてしまうと。行事も教科指導も職員会議も子供不在で流れていく。子供にとって、どうするのがいいのかという議論をやり出すと、時間が必要で、足りなくなることから歓迎されないと。それよりも今やるべき仕事を早くこなす、そのことのほうが優先されていくと。自分を守ることに必死で、相手を思いやる余裕がなくなる。誰から縛られているわけでもないのに、自由な実践ができなくなっている不思議な現象、実践がマニュアル化している。深く考えず、場当たりの実践になっている。そのほうが楽なのだ。おかしいことにも抵抗するだけの気力が伴わないと。いつの間にか管理されている状況に埋没していると。穏やかな上意下達の管理教育が貫徹していると表現すべきかと、クエスチョンマークつけてます。

上からの締めつけが強ければ職員の反発を招くのだが、管理職は職員の大変さには共感していて理解を示している「いい人たち」なのだ。しかし、一方では超過勤務は放置、

夏休み中も研修と報告書作成のオンパレード、通知表も形式が重視され、たくさんの附箋が張って返ってくる。教職員の大変さを知っているながら、市教委、ここでいえば足寄ですね、市教委の指示には見事なほど、括弧ついてますけれども、誠実に対応すると。教員たちは言われたことには忠実で、自分の置かれている状況は仕方のないものと割り切って仕事を進めていると。こんな話を紹介すると、いや実は私のところでもそうだと、私の学校と本当同じだと。最近では、学校のチャイムが鳴ったら憂鬱になるんだというような話をする人がいたそうであります。

そして、以前はそういう子供というのは、一クラスに一人か二人いればいいと、出会うのが当たり前だったのが、最近は一クラスにはそういう子供たちが数人はいるという状況になってきていると。

ある先生が、思い余って親御さんに、学校への相談の電話はせめて8時までにしてもらいませんかと言ったのだそうです。そうすると、親から激しいクレームが寄せられたそうです。自分たちのほうがもっと夜遅くまで働いていると。夜8時前までに電話なんかできるかという思いだということですね。こんな現象の原因というのは、最近の親や子供たちが余裕を失っていららして攻撃的になっているのではないかというふうに思うのだということですけれども、そういう状況というのは足寄でもあるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 結論的に申し上げますと、そこまで極端な例はないのかなと思っております。

今の議員の御質問なのですが、いろいろな局面からいろいろな形で捉えなければならないなと思っているのですが、簡単に言うと、非常に管理が強くて、そして先生方が勤務対応が非常にぎくしゃくしているのではないかと、大変な状況下にあるのではないかと、そうおっしゃったのではないかなと思うのですが、まず一つ目、教員の職務の特性として、

非常に創造的で主体的だということなのです。したがって、いつまでやっても切りがないのですね、時間には。逆に言うと、裏返しで言うとやらなくてもいいという、そういう部分がひとつあるのですよね。それから、いわゆる教育、子供たちの教育ですから、ましてや義務教育ですから、子供たちはいろいろな失敗や間違いやトラブルしますよね。そういうことが、本当に胸を張って堂々とまかり通るような場でなければならないのですよね。したがって、それを教育していくというのは、非常に時間がかかることなのですよね。そんなことで、どうしても昔から教員というのは、なかなか定時に終わらなくて時間外勤務が多くなると。昨今マスコミでも報道されているように、いわゆる月100時間を超える過労死に近いあれについては、中学校あたりだったら6割くらいにもなっている。ちょっと前だったら8割くらいもある。そういう厳しい状況下にあることも事実なのですよね。

そんな中で、足寄町教育委員会としても、先ほど議員が御指摘のような、そこまでの過酷な例はないというふうに捉えていますけれども、勤務時間の削減に向けたさまざまな取り組みを校長会議、教頭会議を通して、これは道教委もそうですから、からも下りてきますから、言っているのですけれども、指示しているのですけれども、例えば月2回くらいの定時出勤設定だとか、あるいは週1回の部活動の休養日だとか、そのほかに学校としては校務分掌の見直しとか会議のスリム化だとか、そういうことをいろいろ図っているのですけれども、決定打がないのですよね。なおかつ、勤務時間の場合は、これは学校の職員の場合、基本的に勤務時間はないという、そういう捉え方なのですね、法律上においては。ただし、この4条件と俗に言うのですけれども、四つの場合、例えば修学旅行なんかの学校行事がある場合等がそうなのですが、とりわけその中でも非常に時間が割かれるのは、緊急的に臨時的に生徒指導上の問題が

入ったときなのですよ。これについては本当に場合によっては、問題によっては、もう何日も朝方までかかるということあるのですよ。例えばそれは、生死にかかわる問題などあった場合についてですね。

そういうことで、非常にいわゆる人格形成を陶冶していく、そういう年端のいかない子供たちを目の前にするわけですから、なかなか思うような事務的なような作業ばかりではないかないという現実にあるので、勢いこの勤務時間外が多い。多いからいいというのではなくて、今そういうことで、健康の、心身の健康の問題だとか、あるいは家族の犠牲だとか、そんなことも非常に学校の中で、これは教員だけではないと思いますけれども、そういうある種の克服しなければならない問題が表出されてきておりますので、一層これから実効性のある、先生方が勤務の加重な負担にならないような軽減策を校長会議、あるいは教頭会議を通して、協議連携を図っていかねばならないなど、そんなふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 教育新聞に載っていたのですけれども、民間企業出身の方を今度は学校や教員委員会の、私なりに紹介すると正しいかどうかわかりません。無駄を省く、無駄なところをなくしてスリム化して、もうちょっと残業時間を減らすということにするために、そういう人を雇って指導に当たらせるということを文科省なのかな、どこかでしたという記事を見ましたけれども。例えば今教育長が言われたように、先生方に時間がないというぐらいあると、そうしたらそのときに払う時間外手当を使って、民間委託したらどうだと、その方は言うのですよ。その民間から来た方がそうやって言うのですけれども、そんな方法だってあるのではないか。そうして、学校の中で教員としての専門性を発揮できる場をしっかりとやっぱり保障してあげると。でないと、結局は教員が教員としてやるべきこと以外のことに、すごく時間を割

かれているのではないのかと。それはその人いわく、民間でもほかに委託してでも、それはできるのではないのかと。そうすればもっと先生方がもっと熱を入れて自分たちの自分のクラスの子供たちのこと、あるいは保護者との対応のことなどについても時間をとれる、自分なりにもうちちょっと具体的に考えることができるのではないかというのですね。そんなのがひとつありました。

それで、学校現場に教師集団と、教育集団として、例えばの話ですけれども、あすの私の国語の授業をどうしようかということで、ここで迷っているのだけれども、あるいは校長先生から保護者の対応について、あなたここ間違ってますよ、こういうふうにしたほうがいいですよとかと言われたのだけれども、どう考えたらいいだろうか、なんてことになった場合に、それを学び合えるというか、教え合えるというか、議論できる場なんていうのがあるのでしょうか。ということは、例えば小学校の運動会に文教委員長の代行で行ったのですけれども、校長がいらっしゃって、ちょっと話しする時間があつたのですけれども、中堅の先生が少ないという、20代の若い先生が多い。そうするとやっぱりベテラン教員がいないということだと思うのですよね。そういった中で、足寄の場合はどうなのか、ちょっと私わかりませんが、そうなった場合に、今言ったような、本当にこんな問題があるのだけれどもといったことで、教え合えるとか、学べるとか、指導してもらえるとかいうようなスペースというか場所というのでしょうか、あるいは、職員会議というのでしょうか、そういうのがあるのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） お答えをいたします。

とりあえず先ほどから申し上げますように、今学校は非常に期待を背負って、先生方は非常に勤務状態が過酷な状況下にある、いい悪い別にしましてですね、それを何とかし

なければならないという、そういう現況下にあるということについては、これは皆さん共通して理解しているところだと思うのですが、そこで、今、子供たちを、もっと言うと、学校を地域総がかりで支えようと、そういう仕組みが国段階のほうから下りてきております。いわゆる俗に言うコミュニティスクールなんかそうですよね。

地域の人たちが、PTAの保護者だけでなく地域の人たちが学校教育を側面から支えていこうと。そのことは、先生方の負担軽減にも陰に陽につながると思うのですが、そういう今動きがあって、本町も今年度から行政報告しましたように、螺湾小学校でコミュニティスクールを試行実施をして、先行実施をしております。そういう組織があります。

いずれにしても、構造改革以来学校も、学校の構造改革ということで、開かれた学校ということで地域を含めて全てに先生方の意識や学校の実践を開こうということで、そういう流れになっておりますので、何かそういう町民の要望や意見等があれば、それを吸い上げる窓口は学校だけではなくて、例えば評議委員制度というのもありますから、評議委員の人でもそうですし、先ほど言いましたように地域運営協議会とって、コミュニティスクールを推進する母体になるのですけれども、そこでも吸い上げていけますし、実際そういう事例で地域運営協議会をつくって、校長から頼まれて、そして地域運営委員会の地域の委員長がその例えば不登校の家に行って、保護者と話してくるなんていう事例も北海道でも、そういう事例も見られることを聞いてはいます。

そういうことで、その辺の状況、御理解いただければと思うしております。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

ある地域における学校の中で、職員会議を廃止したという学校があるというふうに聞いているのですけれども、その辺は足寄では

どうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 職員会議の根拠は、学校管理規則に載っているのですが、これはあくまでも管理規則ということですので、その服務監督権者、市町村教育委員会がそういうことで学校の要望を受けてしませんよと言われてたら、そういうことは可能ですけれども、実際、学校の勤務の特殊性からいまして、共有化を図る、学校文化というのは一番あれはやっぱり会議を通しての共有化なのですよね。我々行政は同じ文字ですけれども、書いた文章を通しての共有化なのですけれども、学校の文化というのはどちらかというと、会議を通しての共有化を図ると、そういう文化をずっと長きにわたってきてますので、勢いその職員会議を廃止して、今流の電子機器を通して、そういう時間を生み出すということについては、いろいろな面から考えていかなければならないのかなと思っております。そういうこともあり得るということですね。御理解をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今は職員会議はあるというふうにわかりました。

こんなことがあるのですけれども、あるというか、聞いた話ですけれども、ある新任の小学校の先生が担任をしているクラスが、朝礼ありますね、そのときに子供並ばせる、そのときにびしっと並ばないということで、いわば管理職の方から注意を受けたと。それで悩んでいた。管理職の方、どういうふうに言ったかという、初めが肝心だぞ、びしっと押さえて言うことをきかせるべきだというふうに言われた。でもそうやって並ばされている子供たちの表情はかたく閉ざされているというふうにその先生は感じているのですね。そんなクラスにしたくないと。子供との率直なつき合いを通じて、つき合いを通じてというか、大事にして和気あいあいとした人間、子供という人間と教師という人間とちゃんと触れ合える、そういうクラスをつくりた

いと思って悩んでいるというのですね。

もう一つは、ある若い先生は、自由奔放なクラスづくりで子供たちから慕われている。いわば、よき姉貴分だというのですよ、女の先生なのですね。学校スタンダードに反していることが、発見されるたびに校長室に呼ばれて、校長から叱責と指導が行われる。そのたびにその先生は、わかりましたと言って、舌をべろっと出して、笑顔でまた教室に帰って行って、また自由奔放なクラス運営をやるんだそうです。というふうな、自由な雰囲気があって、先生方が生き生きと活動できているのかなという思いがあったもので、その辺ちょっとお聞きしたいと思いません。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 学校ってある意味特殊な場で、基本的には集団で安全・安心に学んだり、育んだり、鍛えたりするわけです。したがって、そこには一定程度の規律だとか、秩序だとか、節度を守るための、いわゆる学習の決まりだとか、生活の約束事みたいな今でいう学校スタンダードというのですか、そんなものは私は当然あって必要なのだろうなと思っています。

ただ、先ほど来申し上げましたように、学校というのは間違いが堂々と認められるような場所でないとならない、そういうある意味でのそういう場ですから、何といってもやっぱり土台石として、やっぱり子供たちの伸びやかさが保障される。そして指導者の、教師のいわゆる創造性だとか主体性だとか、そういうのがきちっと保たれている。そういう中での一定の約束事になる学校スタンダードというのは、やっぱり必要だと、そういうふうに思っています。

先ほど議員が御指摘いただいたまっすぐ並ばされることで子供たちが、何というか、元気がないのか、それはちょっと違うのではないかなと、私は思っています。同時に、その指導にも手法がありまして、鉄は熱いうちに打てではありませんけれども、最初の段階

で、いわゆるある種の社会性を陶冶するための集団訓練を最初の段階できちっとしつけるということは、これは当然のことなのだろうなど、そういうふうには押さえておりますので、その辺を含めて、御理解を願いたいと同時に、本町の四つの小学校と一つの中学校において、そういう何というか、ぎすぎすしたような教師と生徒の関係、たびたび指導訪問等で私も巡回しますけれども、そういう場面は校長からも聞いておりませんし、見受けられないと、そういうふうに理解をしておりますので、あわせてよろしく願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

足寄中学校の校長先生にお会いして、うちの生徒で何かあったら、直接俺らのところに来てくれという話をされたのですね。すごく頼もしかったのですが、それともう一つは、議長の代行の代行で大誉地の小学校の卒業式に参加させてもらいました。もう何十年ぶり小学校に参加、卒業式に参加したのですけれども、すごい感動的だったのですね。何かというと、卒業生一人です。送る子供たちが全員で卒業生のために歌を歌って、今度は返答で一人でソロで歌うのですよね。そして1年生から6年生までの子供全部一人一人の名前を挙げて、足寄町長がこうだったよとかといって、いいこと全部言うのですよ。最後は、先生一人一人の名前を出して、先生はこうだったと全部言うのです。先生の顔見たら、先生もうるうるしているのです。なるほどやっぱり小さい学校というか、に来るとこんなふうになっているのだという思いがありまして、先生のうるうる見ているとこっちはうるうるしそうになりましたけれどもね。そんなのがあります。

それで、学校スタンダードは必要だと今おっしゃいましたけれども、例えばこんなのがありますね。

研究指定校になったということで、若い先生が学習するところを校長なり教頭なりが見

ると、見てその後、こういうことが問題だとメモを置いていくと。そのメモの中にどんなことが書いてあるかという、授業開始時間に机の上は筆箱と教科書、ノートだけにする。手を挙げるときは、はいと一回言って手を挙げさせる。発言している子供のほうに体を向かせる、ほかの子供ですね。それから、自分の意見の前に〇〇さんと同じで、あるいは違って、似ていてと、つけてから自分の意見を言う。机の中は、時間割の順番にそろえる。発言で立つときは椅子を引いてから立ち上がって、椅子を中に入れて、それから発言をする。ペア学習のときはお互いの目を見て話をさせる。などというメモが先生のところに戻ってくると。子供の様子とか教材の扱い方とかは全然言ってくれなくて、何のための授業をしているのかと。メモや後で言われたことについては間違っていないと。確かにそうなのだけれども、何か違うのですよね。何か意味もなくいららするのですよねと、この先生は言っているのですよ。その辺のところというのは、どうなのでしょうかと。思って、教育長にお聞きしたいなと思った。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 基本的にその問題につきましては、先ほど来学校スタンダードということで、議員の言われるところの学校にはある。そこまでこまかくあるかどうかは、日本全国いわゆる義務教育の学校は大体そういう類いのものあると思います。あると思います。今のことにつきましては、基本的には個人の問題だなど思っているのですが、今いろいろな背景がありまして、言い出すとちょっと時間かかるのですけれども、学習規律というのが非常に学校では大事にしています。点数とれば、わかれば、どんな態度をとっても、どんな言動をとってもいいのか、そうじゃない。例えば本町でもちょっと生涯学習研究所でたたいてもらって、そういう一定の学習の準備や約束事つくってもらいました。今各学校で徹底してやっています。私、非常に気になる一つに、今学校の先生も

そうなのですけれども、鉛筆をまともに持てないのですよね。生徒もすごいのですよ。やっぱりこれは、日本語に残り姿が美しいなんていう言葉がありますけれども、やっぱりそういうきちっと靴をそろえるだとか、箸をちゃんと持つだとか、鉛筆をちゃんと持つという、確かに点数にはならないけれども、やっぱりこれは学んだ後のまさに教育文化なのだろうと、そういうことを残してやるんだろう。そういうふうに私個人的にも思っています。

先ほども申しましたように、そういう規律や決まりに関するものは、でき得る限り最小限度にして、そしてその大事なものをみんな、みんな統一してやる。決して何でもかんでも一緒にする、画一ではない。統一性を持ってきちっとやる。あの先生は許すけれども、この先生は許さないよ。そういうことではなくて、そういう子供集団の人格形成に資するような統一性の指導については、そういう意味での決まりとか、学校スタンダードというのは必要だということ、先ほど来から述べているのですけれども、そういうことの一端ですので、御理解をよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） いよいよ最後でなりますけれども、一番何か聞きたくない質問になるのですけれども。

教育委員会あるいは学校にとって、学習指導要領というのはどういう位置づけになっているのでしょうか。

先ほど教育長が、法律的な拘束力があるというふうに言っていましたけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 学習指導要領については、性格はこれは全国で義務教育ですから、皆さんのタックスペイヤーの税金を元にして、これは営んでいるわけで、したがって全国一律に、北海道の北であろうが沖縄の南であろうが、義務教育の生徒が機会均等の、



教育の機会均等を保障する。さらには、全国一律的に北の子は同じ内容のときはできてないけれども、南の子はできる、それでは困りますので、一定程度の、全国的に一定程度の学力水準を維持する、こういう二つの側面が学習指導要領があって、いわゆるこれが学習指導要領の性格と言われているものですね。

それに基づいて、各学校、年間の指導内容や時数を決めます。もちろんそのときに、その地域の実態もその中に幅としてあります。これが教育課程というのですが、学習指導要領については、過去これが法的に拘束力があるのかなのかということについては、最高裁で争っております。例えば直近でいうと、昭和51年の永山の学テ事件ですね。あるいはその前の福岡でしたか、福岡の伝習館の高校の問題だとか、そういうことで最高裁で学習指導要領については、必要かつ合理的なものについては、これは法的に拘束力がありますよ。そういう最高裁の判例があります。そういうことなので、市町村教育委員会としても、それに基づいて、その内容に基づいて、内容と指導の配慮事項とあるのですが、それに基づいて学習、教育課程を編成をしていると、そういうことですので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） この質問するに当たり、ちょっと調べてみたのですね。そうすると今教育長が言われたとおり、1976年の学力テストの裁判が起こされていて、それで最高裁の大法廷にかかっているのですね。そこで、判決が出ていて、学力テストの訴訟は負けてます。負けてますけれども、学習指導要領などについて、憲法19条、それから憲法26条について、最高裁の大法廷としては、こういうふうに考えますよというのが出ているのですよ。それ読むと、学習指導要領は法的拘束力はありませんというようになっているのですね、ある意味では。もう少し詳しく言ったほうがいいと、また時間がないと怒られるかもしれませんがね、七つあ

るのですよ。その最高裁で示された中身、これは全ての日本全国の全ての学校や教育委員会に当てはまる、あるいは求められることだと思うのですけれども、学習指導要領体制という言い方もしますけれども、文科大臣の官報告示の掲示によって、法的拘束力の強化を指向しているというふうに言っているのですね。そのため、あたかも法律であるかのように遵守を迫る圧力が支配しているというふうに書いてあるのです。

二つ目は、学習指導要領そのものを批判的な視点を含めて分析し、学校や教師集団が自分たちの頭で考えて、精選、選ぶということです、選ぶ精選やつくりかえを行うことが難しくなっていると。

三つ目は、その時点での教育政策に沿って、さらに強調点が特化されると。最近の例では伝統文化、国や郷土を愛する心、領土などに関する政府の見解に沿った主導などが求められると書いてある。

四つ目、学習指導要領だけでなく、さらに細かい解説書、文科省作成の冊子に過ぎないものまでが学習指導要領と一体のものとして教育委員会、学校では扱われると。

それから5点目、指導、それから指示のヒエラルキーの確立、その一方の流れは文科省、各都道府県、県教委、そして各自治体の教委、そして学校というふうな流れで来ると。もう一方の流れは、学校の中における校長、副校長、教頭あるいは主任教師、そして教員というふうな管理運営の上下関係であると。

六つ目が、学習指導要領が事実上、その解説書を含めて教科書検定の基準、検定意見の根拠になっていると。

七つ目、最後ですけれども、2007年実施されている文科省による全国一斉テスト、小学校6年生から中学校3年生の出題基準とされていると。その流れに沿って都道府県レベルの一斉テスト、さらには自治体レベルの一斉テストが実施されると。その結果、各学級の平均ってまず出されるようになって、学

校や教師の評価への重すぎる数値として今は取り扱われているというふうに入っているというか、出た判決の中身ということなのですが、いうふうになっているのですが、この辺についてはどうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） 大変難しい質問なのですが、まず冒頭申し上げておかなければならないのは、やはり日本のいわゆる文部科学行政の中で、学習指導要領については、これは法的拘束力があるという、これは大前提でここは揺るがないものだと思っております。もちろん、学習指導要領については、これは大綱的基準です。その学校の教育課程を収める大綱的基準と、こういう文言なのです。何を以て大綱的というのか。これは先ほど私申し上げましたように、このことは一日に必ずやりなさいよという部分と、このことについては学校裁量に委ねますよ。例えば選択する部分などがそうですよね。あるいは先生の専門性だとか、地域の実情だとか、こういうものを勘案して大綱的基準と言っているのです。したがって、そういう行政のあれですから、法的基準なものについては、いわゆる学校教育法に基づいた施行規則で学習指導要領というのは告示されるのですよね。そういう意味での、最高裁の判例もあったように、最高裁の判例はいわゆる成文法と同等な対応ですから、そういう意味では法的。もちろん学習指導要領の指導の配慮等については、それはある種の行政指導ですから、行政指導ですから、行政指導ですから、それは完全に拘束があるとは言えない。そういう意味で、戦後この学習指導要領については、最高裁までも含めて、憲法学者なんかも含めて、いろいろ論議、論争があったところでもあることも事実なのです。ただ、はっきりしていることは、永山学テ事件でも最高裁判例が出たように、学習指導、文部科学大臣が告示をする学習指導要領については、これは法的拘束力がありますよと、そのことは明確に申し上げておきたいなと思っておりますので、御

理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 最後ですけれども、昔の話で申しわけないですけれども、学校が荒れた時期ってありましたよね、僕らが若いころですけれども。私が一番記憶に残っているのは、前にも言ったかと思うのですけれども、稚内の中学校だったと思うのです。人殺し以外何でもあるとなんて言われた、事実かどうかわかりませんが、そんな話が流れたことがあって、民謡の伊藤多喜雄という歌手がいらっしゃるのですけれども、その方がその学校に行って、ソーラン節を教えると、踊りと歌と両方ですね。それで、子供たちが、これまでは学校に登校するときに、畑で仕事をしているお父さん、おじいちゃん、おばあちゃんがいても挨拶しないで帰ってきますよね、普通はそんなことないのかなと思いますけれども。それが両方から、地域の大人からも子供たちからも挨拶をするようになった。頑張ってこいよ、元気で行ってこいよと声がかかる。ありがとう、おはようございますという返事をするというような関係ができてきて、その学校が荒れていたのが、おさまったというのですかね、ちょっと言葉はわかりませんが、そんな事例があったという、事例がありました。

厚岸でいえばバラサン岬の高校ですか、で「バラサン岬に吼えろ」なんて本も出した先生もいましたけれども、そんな時代があったのですけれども、そういったことも含めて、今の学校というか、教育ですね、教育産業と云ったほうがいいのでしょうか、それを民営化、市場化するというシステムを考えているというような話もあるのです。それは私は初めて知ったのですけれども、そうすると企業の所有するデータやノウハウとして管理されてしまうと。それには著作権が使われて、それを使うためにはお金を払わなければ使えなくなると。今は公立の学校でそういったいろいろなデータやノウハウ、教育のノウハウ

なりいろいろなノウハウを蓄積しているのだけれども、それを民間企業に委託すると、そういう実態になってしまうと。そういうことを今度は利潤を追求することのために使われるという、いわば教育産業ということになっていくというようなことを危惧しているという話もあるので、その辺のことについては、どうかなという質問を聞きたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

社会の流れとともに、学校も変わってどんどん行くということは、これ御案内のとおりだと思うのですが、いつの時代もまず先に経済が先導をし、これは私の考えなので、けれども、経済が先導して政治がついていって、一番最後に弱いところに教育が、しわ寄せが来る。こんな形の中で来ているのかなと。そういう意味でいったら、まさにこの政治だとか、社会、経済のそういうあれを教育というのはもろに映す、一面は映すと。それがゆえに、教育の不易と流行というのは、そういうことから来るのだろうなと思っています。もちろん、教育の使命として、本当にいつの、どんなに時代や社会が変わってもしっかりとするのは一緒だと。それと同時に今の現代の課題を映して、それを教育していくと、そういう両面があることは、これはそうなのですが、そういう流れの中で、3年くらい前の法改正ですか、学校もそういう高校だけでなく、民間で経営できるように法改正はされております。ただ、先ほど来言ってますように、学校という特殊な場を捉えたときに、私はそういう一方的に効率だとか、効果だとか、いわゆるそういう、何というのですかね、商業化というのですかね、そういうものについては学校というものはなじむものではないなと、そんなふうに思っております。

その辺も含めて、御理解を願えればと思っております。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 本当に最後です。

学校の現場で教師と子供が人間的な触れ合いというのでしょうか、本当に気楽に触れ合えると、いわば管理命令で、さっき言った一列に並べ、びっと並ばなかったら、たたくことはないでしょうけれども、そういうことをするのはなくて、先生の意向をちゃんと子供たちに伝えられる、そういう技量というのでしょうか、教育技術というのでしょうか、そんなことも含めて学校の教師集団の中で、いわば校長先生をトップとする主導力というのでしょうか、そんなことも含めて、きちっとやってもらいたいなという思いを込めて、あと最後に教育長の意見ちょっといただければと思います。

終わります。

○議長（吉田敏男君） 教育長。

○教育長（藤代和昭君） 学校はそういう、学校そのものはそういうシステムなので、けれども、どんな学校も、やはりスタッフとラインが機能して初めてそういう教育効果が生まれると、これは変わらないものだなと思っておりますので、先ほど来申しましたように、やっぱり子供たちが伸びやかで、そして先生たちが前向きである。このことだけでもやっぱり学校、機能化するために大切なことなのかなと思っておりますので、これからもそういう観点にのっとなって、教育行政を進めていきたいなと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番田利正文君の一般質問を終えます。

次に、6番前田秀夫君。

○6番（前田秀夫君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に基づいて質問をさせていただきます。

質問事項一つ、利別川沿線水防工事の現況について。

平成16年と平成28年かつ過去暦年の水害からする我が町と、利別川沿線町村の河川整備計画などは、さきの3月、第1回定例議

会において、かかわる全般について質問をし、町長からも足寄川の整備状況とこれまでの水害を踏まえ、利別川流域連絡会議を設置したとの回答がありましたが、とりわけ我が町の沿線住民は、昨年の水害を顧みて、一日も早い河川整備を願う声が膨らんでおります。

現況として、現在の利別川河川整備の基本とする整備構想の現在の整備状況かつ利別川流域連絡会としては、どのような協議経過があるのかをお伺いしたい。

具体的に、①一級河川を含めた河川整備計画は国土交通省、北海道開発局において、計画立案とその時々の水害を検証し、見直しを含めた河川整備を施していると思いますが、足寄町を下流する利別川の当面する整備内容と、長短期の利別川流域連絡協議会の協議事項について、その経過をお聞きしたい。

②利別川流域連絡協議会の位置づけ、とりわけ北海道開発局への具体的な要請事項と、北海道開発局など関係官庁部署での現状、我が町を含めた利別川水害防止に関する整備計画などが示されているのなら、その内容をお伺いしたい。

3番がございました。大変申しわけございません。

③昨年の水害を顧みて、我が町の関係とする河川整備内容と今後の計画等があれば、その内容を沿線住民にわかりやすく周知をして、安心できる住民生活を重んじた周知をすべきと考えるが、具体策の内容を聞きたい。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 前田議員の利別川沿線水防工事の現況についての一般質問にお答えをいたします。

まず具体的なお答えに入る前に、質問の中では、北海道開発局となっておりますけれども、利別川、足寄川、美里別川含めて、足寄町の河川については一級河川ですけれども、北海道建設管理部、すなわち道費河川ということになっておりますので、そういう前提でお答えをしたいというふうに思います。

まず1点目の利別川の当面する整備内容と利別川流域連絡協議会の協議事項の経過に係る質問でございますが、この間、計画的に進めていただいております利別川河川改修事業におきましては、本年度は菅橋下流約2キロ、上利別橋から第三利別橋間の約3キロの掘削工事を行う予定となっております。菅橋より上流につきましては、平成30年度以降の着手となる予定となっております。陸別まで達した後は、再度下流側から河川改修を行う計画となっておりますが、昨夏の大雨災害を受け、現在、帯広建設管理部で計画の見直しを含め検討されているとお聞きをしております。

また、市街地におきましては、かねてから北海道に要望しておりました利別川と足寄川の合流地点周辺の堆積土砂の撤去や立木の伐採が本年10月を工期として、既に5月より着手されており、流量が確保されることによる治水対策の向上が期待されているところであります。

利別川流域連絡協議会での協議経過であります。本年3月17日に利別川流域連絡協議会設置会議を開催をし、足寄町長、陸別町長、本別町長、池田町長、北海道開発局帯広開発建設部長、釧路地方気象台長、北海道十勝総合振興局副局長、電源開発株式会社水力発電部東日本支店上士幌電力所長を構成員として、同日に利別川流域連絡協議会が正式に発足したところであります。

同日の協議会におきましては、一つとして、利別川流域連絡協議会設置要綱について。二つ目として、利別川被害状況について各町より報告。三つ目として、平成28年8月洪水時における水防活動について、帯広開発建設部、帯広建設管理部より報告。四つ目に、電源開発株式会社からの情報提供。五つ目に、平成28年8月の降水量及び近年の傾向について釧路地方気象台からの報告。6点目に、各機関における今後の対策等につきまして意見交換を行っており、この中で、電源開発株式会社からは、大雨時における事前放

流の検討、貯水池の中州の撤去、河畔林の伐採等の実施について、表明がされたところであります。

2点目の、利別川流域連絡協議会の位置づけ、北海道開発局への要請事項、利別川水害防止に関する整備計画等に関する質問でございますが、利別川流域連絡協議会は、利別川における災害発生の防止及び災害発生時の被害拡大を防止するため、利別川に関係する関係機関相互の連携の充実及び強化を図る場として設置したものであり、各機関に個別に要請をする場とは認識しておりません。

北海道開発局には、昨夏の災害時にもリエゾンの派遣や排水ポンプ車による排水作業など多大な支援をいただいておりますが、今後におきましても、さまざまな場面で引き続き本町への支援をお願いしてまいりたいと思っております。

利別川水害防止に関する整備計画につきましては、利別川河川事業も順調に進んでいるとともに、先ほども申し上げましたとおり、本年5月からは市街地で堆積土砂の撤去などが着手されているところであります。次年度以降につきましては、堤防天端の舗装化等について、帯広建設管理部におきまして検討をいただいているところであり、現時点で確定したことを申し上げられる段階にはありませんので、御了承いただきたいと思います。

3点目の河川整備内容などの住民への周知に関する御質問ですが、利別川と足寄川合流地点周辺の河川整備内容につきましては、広報あしよろ5月号で住民の皆様にお知らせをしているところであり、今後におきましても河川整備計画などが明らかになりましたら、改めて住民の皆様にお知らせをしていく予定でありますので、御理解のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、前田議員の利別川沿線水防工事の現況についての一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） ただいまの町長のほ

うから、本当に口幅ったいようではございますけれども、今、去年の8月を踏まえたときに、顧みたときに、足寄町ばかりではありませんけれども、利別川の流域に在町する住民の要望が大半として盛り込まれているのではなかろうかと判断をしたところであります。

具体的には、重複は避けましても、掘削につきましては本年度5キロと、さらには堆積の土砂の撤去、もう一つは立木伐採、これは10月の工期として5月着手されているということで、本当に当町の努力、さらには後から触れました協議会問題、これは実は事務局と議運のほうから私のほうに親切に、この流域の連絡設置要綱につきましてのペーパーと、さらには昨年3月と聞いておりますけれども、4町プラス帯広開発建設部、さらには気象庁釧路、十勝総合振興局、電源開発の関係でいいますと上士幌電力所、当町は町長以下幹部の方々ということで、こういった要綱に基づきまして、大変な御努力をされているということ、私がお願いしたいのは、ぜひそういったところも町民にこういうことをしているのですよということがわかるように、再度知恵を絞っていただきたいと思います。

そこで、実は私も今住んでおる自治会の総務担当をしておりますけれども、前段申し上げておきたいのは、ちょっとこの場にはなじみませんが、5月の22日に我が町の敬老会を実施しまして、今後ろのほうの席に会長がおられますけれども、大変幾つもの行事が重なったときに、町長一番最初に私どもの自治会の敬老会、お祝いの言葉と励ましの言葉をいただいたことにつきまして、会長がいる場で僭越でありますけれども、お礼を申し上げておきたいと思っております。

そこで、実はこの利別川、特に旭町の関係は去年、言わなくてもあのおりの状態で、大変な今もって傷跡が残っているということで、何回か訪問をしたときに、くくって申し上げれば川上含めて相当、堤防といえますか、築堤がもう要するに劣化しているという

ことで、根本的なことはどうなのだろうということ、ぜひ町に伺ってくれないのかということでもありますので、これは私がそこで申し上げたのは、足寄川のほうでありますから、勢い全部町費でやるということにはならないのですよと。さらに利別川につきましても、一級河川、これは伐採といえども要するに町費ではほとんどできない仕組みになっていると。そこでお尋ねしたいのは、特に旭町の災害を顧みて、協議会も、同時に協議会も設置をして、要請する協議会ではありませんけれども、連携をとりながらというお話はありまして理解はしますけれども、改めてということではありませんけれども、現況本当に足寄川の倒壊して、大体床上浸水という状況の中で、どういう、何と申しますか、水防の工事をやるべきなのかということの考え方をもう一度だけお聞きをします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず基本的な河川改修については、まず利別川をまず優先に着々と先ほどもお答えしたとおり、整備をしていただいております。整備を進めていただいております。

この間の、北海道の建設管理部とのこの間の経過で申し上げますと、利別川が一定のめどがついた段階で足寄川という、こういう形になっております。ですから、足寄川については、共励橋までのところが旭町側に堤防が築かれているという、そんな状況。その上流については、まだまさしく未着手の原始河川の部分が圧倒的に多いというような状況であります。そういう中であって、昨年8月の17日からもう四つの台風で大変な目に遭ったということでございます。

この台風について、それぞれ議長も同行いただいております、北海道建設管理部のほうに緊急要望ということでお願いに行き、まずはその合流地点前後の河床の掘り下げ、それから何と申しても河畔林が繁茂しておりますから、ここで流れに相当支障を来しているという現

状を訴えながら要請をしております。

そのときに、あわせて申し上げたのは、決して北海道だけにやってくれということではないのだということで、これは平成15年の台風災害のときに、旭町のところに排水機場を町費で設置をして、今回もそこを中心に対策に当たったわけでありましてけれども、今回の災害を顧みて、今の排水機場では非常に十分とは言えないということで、これまた町費で再度あそこの排水機場を改修しようということで、これ調査設計、議会にも認めていただいて調査設計終わりました。近々入札を執行して、できるだけ早く、願わくば台風シーズン前にというふうに思っていたのですが、これまた現実問題としてもう広域的な災害が起きたものですから、これの復旧にもう広域的に当たっていて、それこそ人の問題、それから機械の問題、それから資材の問題含めて、なかなかもう、お聞きしますと、北海道が発注する工事も既に20本近く不落という状況も出ている。それから国が発注する工事についても、そういう現象が出てきているよということでもあります。

できるだけ早く発注したいというふうに思っておりますけれども、私が希望している台風シーズン、もっといえば昨年は8月17日でありましたから、それまでに何とかできないかなと思ったのですけれども、見通しとしてはちょっと厳しいかなという、そんな現状も出ております。

しかし、それはそれとして、いずれにしても、災害また繰り返し起きないように手だては、北海道にも要請するところは要請する、そして町ができることは町がやるというようなことで、これからも取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それからあわせて、まだ先ほど答弁した足寄湖のJ-POWERさんのほうでの河畔林の伐採と掘削の関係、ちょっと具体的にはまだお聞きしていませんけれども、来週また東日本の支店長さんと上士幌電力の事業所の所長さんと、町のほうに訪問されるというこ

とで聞いてますから、その折りにまたその後の計画どうなっているのかということをお聞きをしていきたいなというふうに思っております。

また、もう一つ、先ほどもお答えしましたけれども、私は今回の災害のときにやっぱり仙美里ダムの関係ですよね。ここが非常に私はもう頭の中というか、心の中に残っております、ともかくいっぱいいっぱい腹いっぱいためてからの放流ではなくて、何とかもう事前に水位を下げようことも検討してくれと、これ強く要請したのですけれども、これについても、これはもう J-POWER さんというのは全国的な組織ですから、全国の例も含めて前向きに検討をさせていただくということを先ほどの設置した協議会の中でも言っていたいてますから、その辺のことも来週、来町された際に確認をしていきたいなというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

現状、そんなことで報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（吉田敏男君） 6 番前田議員。

○6 番（前田秀夫君） ただいま町長のほうから、旭町のところを重視しつつ基本のところは利別川を優先させておいて、道といいますか、道開発建設管理部はそういう手順を踏むというような回答がありましたので、よく理解をしました。

それで、特に今ただいまお聞きしますと、旭町のあのところは平成 15 年の台風を踏まえ、16 年に堆積場を設置しましたが、町長の見解ではちょっと力が弱いといいますか、もう少し強い拡充したものに早急に進めたいということの回答がありましたので、住民周知を含めよろしくお願いをしたいと思います。

私も昨年の 8 月、従前の阿部建設課長さんとも、お話は建設課で聞いておまして、あるいは総務担当の部署でもそれをお聞きをして、とにかくあちこちで台風災害が日本列島

を縦断をしたと、特に北海道、沿線と言いますと、ここら辺の近くで言いますと、新得、十勝清水、それから我が町などでありましてけれども、本当におっしゃられたとおり、労働力も機械ももうほとんどないということで、大変な思いをされてこの間来たのだろうというふうに改めて私も理解を深めたところであります。

さらにはまた、足寄湖の掘削の関係を含めまして、協議会の場でも上士幌の電力所長さんが前向きにとの言葉をいただいたといひますか、コメントをいただいたということで、これは従前から足寄町の防災計画でも安久津町長がずっと、私流の言葉で申し上げて失礼かもしれませんが、本当に危惧をしていて、向こうは向こうの独自の法律があって、我が町と本別と二つにまたいでおりますから、あの仙美里のダムのところは、なかなか行政間の連携含めて、いかんという思いの観点から見れば、4 町とさらには幾つかの帯広、北海道開発建設部あるいは釧路測候所などなど含めて、協議会を設置していろいろな意見交換をして、全体的に利別川流域の沿線住民の特に、町民の安心・安全がちょっとは、すかっと私は見えたつもりでありますので、今後ともよろしくお願ひしたいのと、余計なことかもしれませんが、組織的に申し上げれば、上には国土交通省がありまして、その下には北海道建設管理部ですか、そして我が町周辺のところで直に結んでいけるところは帯広開発建設管理部でありますので、こういう地方の管理部は、町長も釈迦に説法でしょうけれども、全道の中でこちら側の流域関係で言いますと、含めて 10 の要するに、開発管理部があるということで、それは何をするかということで、私の認識について誤りがあったら私も修正かけますけれども、要すれば国土交通省以下、上の上部の防災計画の中の水防計画の地方版をつくるころであります。そこは何をするのかというと、帯広開発建設部独自の、いけば委員会というものがあまして、大半が学識経験者、

8名のスタッフでありまして、そこで国の基本とする、国の水防計画に記載をしていく、つまりここはこうで、あるいは予測される災害についてはこうだというようなことなどを含めた委員会が毎年数回行われているというふうに聞いておりますけれども、特に先ほど町長から御答弁ありましたように、緊急のやつは議長とともに昨年緊急要請をしたということなど、私も尊重しまして、協議会そのものは、昨年立ち上げた協議会そのものは要請の母体ではない。連携をとりながらということの二つのところを何とか呼吸を合わせるといいますか、そういうことで、まだまだ当町はそんなに長くかからないだろうと思ってますけれども、さっき昭和30年の以降の話もありましたけれども、この場になじまない清水、新得の話はしませんけれども、お願いしたいのは、連絡協議会の要綱とそれから町独自の、あるいは議会含めての見解として、これからも強力にといいますか、具体的に行動を立ち上げていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

かかわって、実は、私もちょっと録画しまして、3月の前の議会だったと思えますけれども、ことしの、本年度の、あっ、前年度3月ですね、の間だったと思えますけれども、実は足寄町の防災計画を一定程度見直しをしなければならないということが町長のほうからお話がありました。したがって今段階でお聞きしたいのは、着手状況などを含めてあればお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 防災計画の見直しの件でございますが、指名委員会を終えまして、これから入札をするところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 入札行為はこれからということで、もう指名委員会終わったということでございますけれども、今後の日程というのがもしわかれば、お聞きをしたい。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 年度内を予定しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 1番目につきまして、全体に理解をさせてもらいましたので、次の質問事項に入って、議長、よろしいですか。

○議長（吉田敏男君） よろしいです。

○6番（前田秀夫君） 二つ目でございます。

地材地消とバイオマス関係につきまして。

①本町のウッドバレーあしよる構想の枠組みの柱は、大きく言いますと、林業系と農業系に大別されまして、この構想は平成25年度に農水省を含めた2府6省の認定を経ていうふうに取り組んでいるところでありまして、これまでの森林資材の利活用は、この構想に直に結んではないものと理解いたしますが、当町の今年度以降の公共建造物建築計画の枠組みとする足寄町第6次総合計画の進捗状況と、ウッドバレー構想の実現性についての基本的な考え方をお伺いたします。

②現在、農業系バイオマスとして、畜産ふん尿を活用した芽登地区に設定、立地をしたバイオマスガスプラントの進捗状況をお伺いたします。

③今定例会の議案にかかわって、補正予算関係は後日というふうにしますが、CLTつまり直交集成材、カラマツ材活用において、その活用については、推進基礎調査において、とりわけ町内関係者の取り組み体制づくりについてということになっておりますが、具体的にはどのような枠組みを描いているのか、お尋ねをしたい。

以上、3点でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 地材地消とバイオマス関係についての、一般質問にお答えをいたします。



1点目の地材地消についてですが、本町のウッドバレーあしよろ構想は、平成23年3月に策定した足寄バイオマスタウン構想に位置づけられており、町内のバイオマス資源量を明らかにするとともに、本町の資源の総合的な利活用を図り、循環型社会を構築するための構想として計画が策定されております。

特に本町は森林資源が豊富なため、森林・林産業を軸とした事業可能性について取り組むこととし、ウッドバレーあしよろのサブタイトル名となっております。

構想の重点プロジェクトとしておりました木材基幹工場については、事業性を模索・検討した結果、当時の時代背景や林産業の再編等により、実現には至りませんでした。

また、バイオガスプラントに関しては、事業化に向け計画が進められており、十勝全域での事業化計画の案件をまとめたバイオマス産業都市構想に登載をし、平成25年6月11日に認定を受けております。

本年度、バイオマス産業都市の事業計画の申請を行い、足寄町農業協同組合を中心として、芽登地区に建設する運びになりました。

公共建築物に関しては、平成17年度の役場庁舎建設を皮切りに、全ての町有建築物に可能な限り地域材を利用することとし、地材地消を実践しております。

また、未利用材を活用した木質ペレットに関しては、十勝ペレット共同組合が製造を実施しており、役場庁舎、子どもセンターのペレットボイラー及び各家庭、事業者、公共施設等において導入されているペレットストーブの燃料として安定的に供給されており、持続的な産業に育っております。

2点目の芽登地区のバイオガスプラント建設の進捗状況についての御質問ですが、予算措置の状況は、平成29年度の農林水産省のバイオマス利活用施設整備事業の補助金を活用し、第1次公募において、補助金配当額が満額配当ではなかったため、第2次公募に再度提案し、平成29年6月19日付で公募選定をされたことから、現在、第2次の事業実

施計画を申請中であります。

事業計画につきましては、当初は平成29年度の単年度で工事完成を計画しておりましたが、この間、北海道農政事務所と事業実施計画書に基づき協議を重ねてきた結果、平成29年度、平成30年度の2カ年で事業を実施することとなりました。

2カ年での総事業費は、車両関係を除き約13億6,000万円となり、このうち補助対象事業費は税別で約5億6,000万円、補助金額は約1億9,000万円を見込んでおります。平成29年度分は約1億円のめどが立っており、補助残額分の9,000万円については、平成30年度に事業申請を行い、補助金の配当額が決まる予定となっております。

これに伴いまして、さきに議決をいただいております町の建設補助金として5億円の予算議決をいただいているところですが、2次採択の交付金額が決まり次第、町の補助金も精査をし、2カ年での交付に変更したいと考えておりますので、御理解をいただきたいと考えております。

また、補助対象外事業費の約8億円については、再生可能電力の買い取り制度（FIT）に関係する設備の導入費用となっております。

次に、工事計画についてですが、平成29年6月29日に請け負い業者が決まる予定となっており、7月上旬着工、平成30年秋ぐらいに完成予定とし、平成29年度は敷地造成及び主要な建物の建築、平成30年度は機械設備等を導入する計画となっております。

また、平成30年度の夏ごろから原料を受け入れ試運転を開始し、秋には本格稼働させる工程となっております。

このバイオガスプラントが完成することにより、本町の基幹産業を継続、発展させる重要な施設になると期待をしております。

次に3点目の、カラマツ材活用推進基礎調査における町内関係者の取り組み体制、枠組みについての質問でございますが、CLT

(直交集成板)を活用した取り組みは、全国的にも動き始めたばかりであり、先進事例も限られていることから、今回補正予算を提案させていただいておりますカラマツ材活用推進基礎調査業務におきまして、町内関係者の取り組み体制や枠組みを含め、カラマツのCLTによる活用策を検討していくこととしておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) 6番前田議員、再質問。

○6番(前田秀夫君) 1点目、2点目、3点目まとめまして、私なりに一定の議歩も言っていましたけれども、深く理解をいたしました。

それで、まとめて、私も町長も思いは同じだというふうに思っておりますので、工場の関係、長年本当に安久津町長につきましては、農水林野庁のほうに何回も足を運んでいただきながら、何とか我が町の森林資源の循環型社会をつくるということで、大変な御努力をされてきましたけれども、諸般の背景があつてなかなか行き着かなかつたということでもありますので、それはそれとして従前から私は高く評価をしつつ、何とかこの先も、芽出しがあればという思いだけをお伝えし、今二つ目の質疑課題につきまして、ぜひ私どもも本当にこれこそ口幅ったいようですけども、目に見えない酸素のようなものも含まれておりますので、ぜひ理事者、議会含めまして、相互間の認識を、本当に基幹産業である営農農業者の関係の支援の輪を引き続き広げていく理事者側が主体的になっていく、農協さんなどを含めた、思いだろろうかと思えますけれども、そういう引き続き輪を広めるための御努力を要請し、そういった事柄につきまして、ぜひいま一度、数年時前からの歴史背景を、町としての努力したものが今こうだと、しかし芽出しがあるということに期待を持ちつつ全体で認識、再認識ができたらと、私は思っておりますことを申し伝えまして、

私の一般質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長(吉田敏男君) これにて、6番前田秀夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

#### ◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月29日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時41分 散会